

土木環境委員会記録
＜第2号＞

平成25年第4回沖縄県議会（6月定例会）

平成25年7月4日（木曜日）

沖縄県議会

土木環境委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成25年7月4日 木曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後3時38分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 乙第6号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 2 乙第7号議案 損害賠償請求事件の和解等について
- 3 陳情平成24年第76号、同第77号、同第91号、同第92号、同第94号、同第95号、同第97号、同第109号、同第121号、同第127号、同第140号の4、同第158号の2、同第159号、同第162号の2、同第167号、同第171号、同第199号、同第200号、同第205号、陳情第2号、第7号、第12号、第14号、第16号、第17号、第19号、第21号、第34号、第45号、第48号、第50号の4、第52号、第54号、第60号、第69号、第72号及び第73号
- 4 閉会中継続審査（調査）について
- 5 視察調査日程について

出 席 委 員

委 員 長	中 川 京 貴 君
副 委 員 長	仲 宗 根 悟 君
委 員	具 志 堅 透 君
委 員	桑 江 朝 千 夫 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君

委	員	新	里	米	吉	君
委	員	新	垣	清	涼	君
委	員	奥	平	一	夫	君
委	員	金	城		勉	君
委	員	嘉	陽	宗	儀	君
委	員	新	垣	安	弘	君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

環 境 生 活 部 長	當 間 秀 史 君
環 境 企 画 統 括 監	大 浜 浩 志 君
環 境 整 備 課 長	比 嘉 榮 三 郎 君
自 然 保 護 課 長	富 永 千 尋 君
平和・男女共同参画課長	山 城 貴 子 さん
土 木 建 築 部 長	當 銘 健 一 郎 君
土 木 整 備 統 括 監	末 吉 幸 満 君
道 路 街 路 課 長	仲 村 守 君
道 路 管 理 課 長	嶺 井 秋 夫 君
河 川 課 長	徳 田 勲 君
都市計画・モノレール課長	伊 禮 年 男 君
港 湾 課 長	村 田 和 博 君
企 業 局 長	平 良 敏 昭 君

○中川京貴委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第6号議案及び乙第7号議案の2件、陳情平成24年第76号外36件及び閉会

中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長、環境生活部長及び企業局長の出席を求めています。

休憩いたします。

(休憩中に、土木建築部長から土木企画統括監、建築都市統括監及び土木整備統括監の紹介があった。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第6号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 お手元の配付資料1、乙号議案説明資料（土木環境委員会）により御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

乙第6号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年第1回沖縄県議会乙第51号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。伊良部大橋橋梁整備第8期工事（主航路部上部工その4）の契約金額7億6650万円を3347万4000円増額し、7億9997万4000円と変更するものであります。当該工事は、伊良部大橋における主航路部上部工の中央径間部の鋼製箱桁を大型クレーン船により一括架設する工事で、今回の変更は、大型クレーン船を現地係留するための資材—アンカーを追加する等設計の一部変更に伴い契約金額を増額変更するものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○仲村守道路街路課長

お手元に配付しております乙第6号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、A4版横使いの説明資料、資料2-1で御説明をいたします。

1ページ目をごらんください。

上の図は、伊良部大橋の完成予想図となっております。下の図は、伊良部大橋を含めた平良下地島空港線改良事業の位置図となっております。今回、変更対象の工事場所を黄色の丸い囲みで示しております。

2 ページ目をごらんください。

上の写真は4月でございますが、伊良部大橋の現在の状況です。主航路部の主桁の架設が終了しております。

3 ページ目をごらんください。

左上の四角い囲みは、平良下地島空港線の全体事業概要、中段の図は海中道路を含めた海上部の工事進捗状況、これは橋を横から見て短く潰した絵になっております。さらに下の段は、今回、改定契約を予定している工事の契約額と工事内容などとなっております。中段の図で、赤塗り潰しの外枠を青線で囲んでいる箇所が、今回、改定契約を予定している工事箇所となっております。平成25年第1回定例会で議決された、伊良部大橋橋梁整備第8期工事（主航路部上部工その4）の工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するものであります。

4 ページ目をごらんください

主航路部上部工その4の変更内容について御説明いたします。

橋桁架設作業時には大形クレーン船を現地に係留しますが、主航路付近の潮流が速いことから、大形クレーン船を安定させるために、船首前面方向へのアンカーを追加して設置するなど、設計の一部変更に伴い契約金額を変更するものであります。左側の大形クレーン船係留状況図で、赤い線で囲んでいる部分、四角い正方形の囲みが3つございますが、この部分が追加したアンカーの位置になります。右上の3つの上のほうの写真、3つのアンカーの運搬状況となっており、右下の写真が大形クレーン船の係留・架設状況となっております。この設計変更による主航路部上部工その4の増額は、3347万4000円となっております。

説明は以上であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 今回の変更は、従来の請負業者にそのまま仕事をさせるということですか。

○仲村守道路街路課長 そのとおりでございます。

○嘉陽宗儀委員 私は伊良部大橋の事業についてずっとこういった格好でやってきているので、当初からしっかりした設計に基づいて工事をしていないせいで追加工事、追加工事となるのではないかと行ってきました。今回で何回目の変更ですか。

○仲村守道路街路課長 この工事については最初の変更でございます。

○嘉陽宗儀委員 この工事ではなく、伊良部大橋のと言っています。

○仲村守道路街路課長 全部ではございませんが、去年6月の議案の中で第5期の工事の上部工その1、上部工その2、上部工その3、それぞれ増額変更をしております。全部は手元に資料がございませんので、御勘弁ください。

○嘉陽宗儀委員 いずれこれはまとめておいてください。こういった公共工事の場合に少なくとも設計のときからきちんと調査をして、瑕疵のないような設計で仕上げ、そのとおりに工事を仕上げていくことが通常のパターンでなくてはならないと思います。識名トンネルでも勝手に工事を変更していました。そういったことがあるので。これについても向こうと同じとは言いませんが、議会のたびに工法変更、追加工事が出ています。そういったことは、要するにどこが問題でこういったことになるのか。普通ならば、科学的な今の世の中だから、潮流の速さは前からわかっていることなのに、今になってこういう説明のやり方をされると疑問を持たざるを得ません。いいかげんにやっているとは言いませんが。潮流は前からわかっていることですよね。現況調査して、そういった現況に基づいてどういった橋をかけるかは相当綿密に、特にここは難しいということなので。相当難しい橋については、相応に設計の段階から事前調査をきちんとやるべきなのに、ここに問題はなかったのかという疑問がありますが、土木建築部長どうですか。

○當銘健一郎土木建築部長 確かに当初設計で設計書を組むときには、こうい

った設計変更はないようにということを当然考えてやります。やはりそのときの考え方としては、平均的なものを入れざるを得ないという部分があります。今回、その日の潮流が若干速かったためにアンカーを追加せざるを得なかった。特にこういった海上工事では気象条件に相当影響されますし、去年、この一括架設自体ができなかったということで、工期も相当程度に終わらさなくてはいけなくなったということもございます。今後ともこういった設計変更も限りなくない形でやりたいと思いますが、やはりいろいろな状況があって、変更をせざるを得ないということが実情です。

○嘉陽宗儀委員 設計変更をしてはいけないと言っているのではなくて、設計変更の理由が、潮流が思ったよりも速かったからアンカーを余分にふやさなくてはいけなかったとか、そういった潮流などの自然条件は最初に調査してから設計して施工に臨むはずなのに、ここにこないとわからなかったという言い方になるとお粗末ではないかと思っています。

○當銘健一郎土木建築部長 潮流の調査は前もってやっています。御承知のとおり、潮流は毎日変わります。それは平均的なものでやるということになります。そのときに、最高の潮流でもし設計を計上しますと後で減額ということになりますので、それでやはり平均値を使ってやっていくということです。

○嘉陽宗儀委員 私は最速でやりなさいとか、平均値をとってやりなさいということを行っているではありません。少なくとも科学的に気象条件や自然条件を分析して、どの潮流でどのスピードでやったほうがいいのかということは皆さん方がやればいい話です。どれをとりましたということを一々私たちに言う必要はありません。そういう意味で綿密にやって、最高速幾らか、最低は幾らか、通常はどうなのかということで、そこで大体トータルのやるべきであって、今幾ら押さえたから幾らにかえますということは聞かなくていいです。この質疑はこれで終わります。

前に、この橋をつり下げるクレーン船、民間業者に折半で持たせるという話でしたが解決しましたか。台風で……。

○末吉幸満土木整備統括監 昨年度の工事の中でF C船—フローティング・クレーン船は1回帰しました。その費用につきましては、今回改めて計上しています。業者との折半ではございません。一度帰して、もう一度ここに来るといふ費用につきましては今回の工事の中に積算で入っています。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 これまでなかなか4月ごろの天候などがあっておくれたけれども、現在はこのようにクレーン船が来て、工事は一応予定通りに進んでいる状況ですか。

○仲村守道路街路課長 順調に進んでおります。架設は既に終了しております。

○新里米吉委員 今新たにアンカーを一既についているアンカーのほかに反対側のほうにアンカーをつける費用が追加されていると見えています。このアンカーをつけて行う工事は橋の一番上部のところですか。上部のところでもさらに中心部を今やろうとしていますか、どうですか。

○仲村守道路街路課長 中心部、主航路部の一番高いところになります。

○新里米吉委員 その周辺は大体鉄板のようなものをおろして、大体はできつつあるということですね。

○仲村守道路街路課長 はい。お手元の資料2-1の2ページをごらんいただきたいと思います。伊良部大橋の現在の状況ということで写真を添付しています。その写真の上のほう、赤い丸で囲んだ部分が今回の工事です。その左右は既に橋桁がかかっている状況です。右側は伊良部島側ですが、中途半端な橋桁がかかっているように見えますが、これがいわゆる橋桁をつるして、つないでいく架設のガーダーと呼ばれるものです。これを使って伊良部島側を今後橋桁をつないでいく工事が残っています。

○新里米吉委員 今回の一番中心の中央部の架設のときに、これまで進めてきた資料2-1の4ページの左側のアンカーだけではなくて、赤塗りのところまでやらないと固定しない、安定しないということですか。

○仲村守道路街路課長 そうです。潮流の影響がありますので、アンカーを打たないと船が動いてしまう一ジャストポジションに桁を敷設ができないということになります。

○新里米吉委員 順調に進んでいるということですから、宮古島の方が喜ぶと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第7号議案損害賠償請求事件の和解等について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

当銘健一郎土木建築部長。

○当銘健一郎土木建築部長 次に、お手元の配付資料1乙号議案説明資料(土木環境委員会)の2ページをお開きください。

乙第7号議案損害賠償請求事件の和解等について御説明申し上げます。

本議案は、現在係争中の県道68号線におけるバイク転倒事故に係る損害賠償請求事件について、和解及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○嶺井秋夫道路管理課長 乙第7号議案損害賠償請求訴訟の和解等について概要を御説明いたします。

資料2-2乙第7号議案の説明資料の1ページをごらんください。

議案提出の理由につきましては、先ほど土木建築部長が説明したとおりでございます。議案の概要につきましては、1、平成21年9月7日、被告沖縄県が管理する豊見城市字上田561番地豊見城市IT産業振興センター先、県道68号線上において、原告が原付バイクで走行中、道路上に生じたくぼみにハンドルをとられ、その際に転倒し被害を負っております。2、事故発生後、原告からの補償要求があり、現場調査等の結果も踏まえ、交渉を行ったが原告の要求額と被告沖縄県の提示額に大きく開きがあったことから、原告は、被告沖縄県の提示額に納得せず、平成24年3月15日付で、那覇地方裁判所に損害賠償請求事件を提訴した。3、今回、被告沖縄県が和解金として250万円を支払うこととする和解内容で合意したことに伴い、和解を成立させるため議会の議決を求め

るものであります。

2ページをごらんください。

2ページが事故現場図面でございます。右側が上田交差点、左側が仲地方面になっております。上田交差点から仲地方面に向けて30メートルから50メートルくらい行ったところのバス停の箇所で、停車帯が広くとられている箇所で転倒事故を起こしております。

3ページをごらんください。

左上のほうが消火栓のくぼみが見える状況写真でございます。左下のほうがくぼみの程度を表示している状況写真です。約3センチメートル程度のくぼみが生じています。右上のほうが事故後補修を行った状況写真でございます。右下のほうは、事故が起きたのが本線が混雑していることから、バイクの運転手が停車帯を走行して事故が起きたという状況でございます。

以上で、乙第7号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 被害を負ったとありますが、どれくらいのけがを負ったのですか。けがの程度を御説明願います。

○嶺井秋夫道路管理課長 けがの程度は、右手首と左足首を骨折しております。

○桑江朝千夫委員 全治でいいますと、どうなっていますか。

○嶺井秋夫道路管理課長 総治療日数、入院期間が9日、通院日数が19日となっています。

○桑江朝千夫委員 この方は職業についてますか。仕事はされてますか。

○嶺井秋夫道路管理課長 ついています。

○桑江朝千夫委員 入院の9日間、あるいは治療期間19日間は、仕事はどうでしたか。入院して仕事に行けなかった日数等。

○嶺井秋夫道路管理課長 休業期間が28日間です。

○桑江朝千夫委員 説明によりますと、駐車帯といいますか、いわゆる路肩のくぼみですね。最初の県の提示は、当然のことながら250万円以下だったということは想像できます。いわゆる県側が最初に提示をした理由—これくらいが妥当だろうという提示は、路肩であるということ、自損事故ではないかという感じもしますが、そういったことでの最初の提示ですか。差があった理由を知りたいです。

○嶺井秋夫道路管理課長 本件事故の場合、事故当時に現に走行に危険が予測される穴が、通行が予定されていない道路の端に位置していても、道路上に存在しているということから、管理瑕疵の存在自体を完全に否定することができないという判断から道路管理者としても責任が一部あるだろうということで提示しております。

○桑江朝千夫委員 しかし、その方から納得ができないということで、いわゆる裁判所のあっせんでこの金額に県側も納得して和解ということになったわけですね。今後、路肩の走行中あるいはグレーチングに突っかかりとか、歩道をバイクで走行したりしたときの事故についても、この件が前例にあるとこのようになってくる可能性が大だと思いますが、今後の対策等がありますか。

○嶺井秋夫道路管理課長 管理瑕疵の事故ですが、道路の管理は各土木事務所で行っています。各土木事務所に対して、その都度これまでの管理瑕疵の事例の情報の共有化を図って、事故の防止対策を行っているところです。特に今回のようなくぼみがあったり、グレーチングの事故とかその辺は土木事務所のほうでも注意深くチェックしている状況です。

○桑江朝千夫委員 あっせんによって和解に至った大きな理由を最後に教えてください。この金額に納得した理由。

○嶺井秋夫道路管理課長 今回の管理瑕疵は、過失相殺をお互いに5割で見る

ということで両者納得しましたので、それで合意に至りました。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 今、桑江委員の意見を聞いて、こういった箇所は非常に多いと思います。読谷村の6号線でも、舗装工事をしてそのままの状況の中にアスファルトを敷いたためにくぼみが結構あります。今の事例を見ますと、今後たくさん出てきそうな気がします。舗装のやり方あるいはくぼみができない方法の工事のやり方の工夫が必要だと思いますが、その辺の管理はどうでしょうか。

○當銘健一郎土木建築部長 今回の件につきましては、写真をごらんになってもおわかりいただけるように、バス停のところで切り込んで、通常ここは車も走らないだろうという油断があったということは事実でございます。したがって、過失相殺も50%ずつということでした。今後道路パトロールなどを行う中で、議員からの御指摘の点—いろいろなことで事故が起きる危険性がございしますので、それは十分に注意していかなくてはいけないと思います。もう一つつけ加えておかないといけないことは、県の管理道路は皆保険に入っていて、交渉につきましても、やはりベテランの保険会社の方が大体このくらいが相場だとおっしゃったということも一つあります。

○仲宗根悟委員 今、申し上げましたように路肩はL型側溝といいますか、L型でところどころに雨水を流し込むグレーチングがありますよね。そこはどうしても舗装できないものですから、そこだけくぼみが結構あるので、舗装工事をやるわけですが、余り切りとらないでその上にアスファルトをやるたびにかさが上がっているのかなと思いますが、その辺の工事のあり方といいますか、施工のやり方を聞かせてください。

○末吉幸満土木整備統括監 我々が工事をやるときに、例えばオーバーレイをするときには、基本的に最初の舗装は何センチメートルか剥ぎます。今、仲宗根委員が言われるような路肩とすりつけが悪いところや排水溝のふたの固定がしっかりしていないことも多々あります。そういった苦情—当然土木事務所に地元の方々から意見の申し入れがありますので、それはその都度、その都度、早急に手当するように心がけているつもりです。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 これは排水溝ですか。

○嶺井秋夫道路管理課長 消火栓です。

○新里米吉委員 資料2-2、3ページの左の写真は補修前、右の補修後の写真では消火栓が埋められた形になっていますが、消火栓の意味がなくなって。事故を起こしたからということにしても機能との関係が理解できません。

○嶺井秋夫道路管理課長 この消火栓は豊見城市の所有です。事故後確認したところ、豊見城市では現在使われていなかったということで、そのまま潰して舗装しています。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。
よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に補助答弁者入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成24年第94号外24件の審査を行います。
ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。
なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。
當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります資料3 請願・陳情に関する説明資料により、順次、御説明申し上げます。
継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更の

あったところを御説明申し上げます。変更部分には下線を引いております。

10ページをお開きください。平成24年陳情第199号沖縄でのP C圧着工法採用に関する陳情について御説明申し上げます。

「現在、商工労働部において設計業務を発注しており、同工法に関する資料を提供しております。」から、「商工労働部において設計業務を行っており、工法についてはコスト等を検討した結果、通常のR C造となっております。」に変更しております。

11ページをお開きください。

平成24年陳情205号泡瀬干潟・浅海域埋立事業を中止し、現在行われている工事（突堤工事、中仕切り堤工事）を即時中止することに関する陳情の処理概要について、「トカゲハゼに配慮し海域での工事を行わず、8月から工事に着手しております。」から、「トカゲハゼに配慮し海域での工事を行わないこととしております。」に変更しております。なお、12ページの平成25年陳情2号の処理概要についても、平成24年陳情205号の処理概要と同じ内容になりますので、「平成24年陳情205号に同じ。」に変更しております。

13ページをお開きください。

平成25年陳情第7号玉城那覇自転車道の早期整備及び市道整備が重複する路線の早期整備を求める陳情について御説明申し上げます。

「平成23年度末の進捗率は63.3%となっております。」から、「平成24年度末の進捗率は65.7%となっております。」に変更しております。

15ページをお開きください。

平成25年陳情第14号那覇空港滑走路増設事業への県内建設業者優先活用に関する陳情について御説明申し上げます。

「県内建設業の受注割合は増加しております。今後は、那覇空港滑走路増設事業に係る県内建設業の優先発注についても、あわせて要請していきたいと考えております。」から、「県内建設業の受注機会の拡大が図られております。那覇空港滑走路増設事業に係る県内建設業の優先発注についても、あわせて要請を行ったところであり、今後も機会のあるごとに、国に対して県内建設業の優先発注を要請していきたいと考えております。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情10件について御説明申し上げます。

17ページの平成25年陳情第34号土地関連等戦災被害に関する補償支弁の請求に関する陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

社団法人沖縄県対米請求権事業協会について所管する企画部に確認しましたところ、対米請求権問題のうち土地関係等事案については、日本政府が120億

円の特別支出金を公益法人に一括交付し、当該法人が被害者等を受益者とする事業を行うことで解決することとなり、この受け入れ機関として昭和56年6月1日に知事と全市町村長で構成する社団法人沖縄県対米請求権協会が発足したとのことであります。さらに、企画部によりますと、土地関係等事案の解決に当たっては、長い年月の経過により被害事実の証明、米軍との因果関係等の立証が困難となっており、また、戦後、米国の直接統治下にあったという本県の極めて特殊な態様に鑑み、その特異性を総合的に判断する必要があったため、県知事及び全市町村長を会員とする団体への一括払いとなったものと理解している。また、同協会では、このような経緯を踏まえ、県民全てが被害者であるという認識のもと、文化の高揚及び地域の振興に寄与する事業を実施しているものであり、個人補償を行う団体ではないものと理解しているとのことであります。なお、土木建築部においては、去る大戦中に日米両軍等により新たに道路に編入された土地のうち、未買収となっている潰れ地について、その買収を進めているところでありますが、読谷村内の県道6号線において、陳情者が名義人となっていた潰れ地については、昭和61年1月30日、陳情者と沖縄県との売買契約により沖縄県への所有権移転登記が完了しております。

18ページの平成25年陳情第45号一般県道石垣空港線（アクセス道路）の全区間4車線化を求める陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

一般県道石垣空港線の全区間における4車線化及び歩道設置については、将来の土地利用や地域開発等を踏まえ、今後の検討課題と考えております。なお、車線数が変化する区間については、安全かつ円滑な交通の確保ができるように計画しております。また、2車線区間は、幅広路肩を加えて片側4.5メートルの幅員であることから緊急時の通行にも問題ないと考えております。

19ページの平成25年陳情第48号一般県道石垣空港線（アクセス道路）の全区間4車線化を求める陳情の処理概要については、第45号の処理概要と同じであります。

20ページから26ページまでの平成25年陳情第50—4号平成25年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の処理概要について、御説明申し上げます。なお、陳情第50—4号につきましては、要望項目が多岐にわたるため、各地区からいただきました要望のうち、ポイントを絞って処理概要を説明させていただきます。

4については、海岸高潮対策事業による越波対策については、道路を越え住宅等への被害の有無が事業の実施要件となります。今後、集落等への越波被害の状況を調査し、海岸事業の要件に合致するか検討していきたいと考えており

ます。

6について、東村川田から有銘区間の平良海岸については、平成25年度に護岸整備が完了する予定です。また、有銘海岸の高潮対策につきましては、護岸の機能強化を図るため、早期事業化に向けて取り組んでいるところです。

10について、地域高規格道路「名護東道路」は、国において整備が進められ、平成24年3月に名護市大北から世富慶の区間が暫定2車線で供用し、名護市街地の幹線道路の渋滞緩和に大きく寄与しております。名護市大北から本部半島への延伸道路については、その必要性を認識しているところであり、今後の交通需要の動向や土地利用の状況等を踏まえ、国と連携しつつ、可能性を検討しているところでもあります。

11について、県道名護本部線の伊野波入口交差点から本部大橋北交差点までの区間1.5キロメートルについては、平成25年度から歩道の拡幅、バリアフリー化、線形の改良等の道路整備に取り組んでいるところでもあります。

12について、本部港ターミナル北側の港湾施設用地等は、伊江島の住民や観光客の駐車場として利用されている実態があります。駐車車両の増加に伴い臨港道路等への無断駐車も増加しており、港湾管理上の問題となっております。このため伊江村及び本部町と連携し、整備後の管理手法等の課題を整理しながら、整備に向け検討していきたいと考えております。

13について、伊江港から本部港の定期航路における平成24年度の運航率は約94%ですが、台風等荒天時の影響以外にも、港湾内のうねりの影響による欠航があることを認識しております。海上交通の安全性・安定性の向上を図るためには、その対策を講じる必要があると考えており、伊江村と調整を図りながら、平成25年度から必要な調査を行い、対策を検討していきたいと考えております。

15については、(1)前泊港の定期船バースの天端高さはD L. +2.85メートルと他港の定期船バースに比べ低く、定期船の接岸や乗客の乗降時に支障があることから、対策として平成22年度に防舷材と乗降タラップ位置のエプロンかさ上げを行っております。しかしながら、今後、新造船の導入が予定されていることから、新造船の構造を確認し、接岸に支障があればさらなる対策を検討していきたいと考えております。

17については、仲田港は定期フェリーの欠航や避難が生じていることから、港内の静穏度を高めるため、防波堤の整備を進めております。新たな静穏度対策については、同防波堤の完成後、その効果の検証を踏まえて検討していきたいと考えております。

19については、船舶利用客の荷受け及び荷渡しを行う屋根つき施設の必要性

は認識しております。今後、整備手法等について伊是名村、今帰仁村と連携し整備に向け検討していきたいと考えております。

21について、空港の夜間照明については、航空法の規定により、夜間着陸を行う空港において整備することになっております。南北大東空港については、8時から18時までの昼間の着陸用空港として運用していることから、滑走路灯及び滑走路中心線灯の整備は行っておりません。南北大東空港における夜間急患輸送の安全性を高めるため、平成21年度において、既存ランタンの高質化及び増設による改善が図られております。恒久的な夜間照明については、今後、関係機関と調整を図りながら、その必要性について検討していきたいと考えております。

24については、栗国港は南及び南西方向からの波が港内に入ることによるうねり等が原因で運航率が低い状況にあります。そのため、平成23年度から波浪観測等を実施しており、引き続きシミュレーション等を実施し、現港湾内の静穏度向上対策を検討していきたいと考えております。

26について、宮古圏域の空港の役割分担については、昨年度開催された下地島空港利活用検討協議会において、宮古空港は旅客機能を分担し、下地島空港は訓練や試験機等の機能を分担することなどが提案されました。県としては、この提案を参考としながら、両空港の今後の利活用について、関係部局と連携し、より具体的な検討を行いたいと考えております。

31について、宮古地域においては、近年、大型台風の直撃により電柱の倒壊があり、緊急輸送道路の寸断を防ぐことや電力の安定供給の観点から、電線類の地中化が強く求められております。これまでに平良城辺線、保良西里線、平良新里線、高野西里線及び国道390号バイパスで、一部電線類地中化を完了しております。現在、国道390号バイパスでの整備に向け取り組んでいるところであり、さらに平成24年度から同バイパスでの要請者負担方式による無電柱化推進事業をスタートしております。今後も引き続き、宮古地域の電線類地中化を推進していきたいと考えております。

32について、(1) 伊良部大橋は、平成26年度の完成供用を予定していますが、可能な限り工期の短縮を図り、早期の完成供用に向け取り組んでいるところであります。

33について、(2) 港湾の照明灯については、離島の港を中心に整備要望が出されていることから、平成25年度から計画的に照明灯の整備を進めていきたいと考えております。

34について、(1) 多良間港普天間地区の航路拡幅については、早期整備を目指し取り組んでおります。

38について、八重山圏域における拠点港である石垣港と周辺離島を結ぶ海上交通路である竹富南航路は、浅瀬が多く船舶の運航に支障があることから、国においては幹線となる竹富南開発保全航路の整備を平成23年度に着手し、整備を進めております。また、県においても開発保全航路と小浜港、黒島港を連結する航路の整備を平成24年度から進めております。今後とも国事業と連携を図りつつ、早期完成を目指し鋭意整備を進めていきたいと考えております。

40については、(2) 船浮港においては係留施設が不足しており、物揚場の増設整備の必要性があると認識しております。また、貨物の積みおろしのための船尾岸が未整備のため、荷役作業に支障が生じております。このため、物揚場の増設や船尾岸等については、早期整備を目指し取り組んでおります。

41について、祖納港港内の静穏度改善に向けては、波除堤を整備することとし平成25年度から事業実施しております。沖防波堤については、海底地形、水深等の状況や費用対効果の観点から、これ以上の整備は困難であると考えております。県は工事中の仮設的な誘導灯の設置は必要に応じて実施しておりますが、灯台の設置については困難であると考えております。

27ページの平成25年陳情第52号県道114号線（浦崎交差点～備瀬入口）の改修に関する陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

歩道のカラー舗装については、現在進めている無電柱化事業にあわせて実施していきたいと考えております。夜間照明灯については、本部町や地元と連携を図り、整備手法を含めて検討していきたいと考えております。また、電線の地中化については、平成24年度から着手しており、引き続き要請者負担方式により事業を推進していきたいと考えております。ヤシ類を植栽することについては、地元の意見を踏まえて検討していきたいと考えております。

28ページの平成25年陳情54号豊見城団地南分譲地内の「崖崩れ」対策工事の早期実施に関する陳情について御説明申し上げます。

現在、当該団地の崖崩れ箇所及びその影響範囲並びに対策に必要な範囲を明らかにする必要があることから、住宅供給公社において、測量調査及び土地所有者の調査を実施しているところであります。県としましては、どのような対策工事が行えるのか、住宅供給公社及び関係機関と連携して検討を行っており、周辺土地所有者の同意等要件が整い次第、可能な限り早期に工事着手できるよう取り組んでいるところです。

29ページの平成25年陳情第60号浦西駅（仮称）周辺の高度利用等に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

1及び2については、一括して御説明申し上げます。

沖縄都市モノレール延長区間の（仮称）浦西駅周辺地域については、県とし

ても、那覇広域都市計画区域マスタープランにおいて、「主要な交通結節点」として位置づけており、重要な地域であると認識しております。当該地域のまちづくりについては、浦添市が関係権利者等と協議を行いながら検討しているところです。今後、浦添市から当該地域の都市計画の案が示された段階で、市街化区域への編入もあわせて、適切に対応していく考えであります。なお、用途地域、建ぺい率、容積率、高度利用地区の指定は、浦添市が都市計画決定するものであります。

3については、県は、(仮称)浦西駅に隣接して、中北部や近隣市町村からの自動車利用者がモノレールに乗りかえるための、パーク&モノレールライド駐車場を整備することを計画しております。現在、駐車場の位置、規模、整備手法やアクセス性などを検討しております。

30ページの平成25年陳情第69号急傾斜地崩壊危険区域の補修、補強工事に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

武富ハイツ北側の斜面一帯は、過去に県と糸満市が崩壊防止対策等の工事を実施した区域であります。近年、その一部区域において斜面の変状が見られております。県では、これまでも現地調査を実施し、必要な維持補修工事を行ってきたところでありますが、今後とも糸満市と連携し必要な対策工事を行っていきたいと考えております。

31ページの平成25年陳情第72号南大東港(西地区・亀池地区・北地区)の早急な整備及び県道182号線の早急な整備に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

1については、平成24年9月の台風17号の影響で、南大東港西地区の港湾緑地において、擁壁の崩壊、緑地の陥没、東屋の屋根瓦の剥離等の被害があったことから被害状況調査を行い、危険箇所への立ち入り規制を行ったところであります。県としては、早急に公園機能の回復を図るため、本年度において必要な予算措置を講じ、復旧工事を行うことにしております。

2について、南大東港亀池地区については、港湾利用者の安全性、利便性の向上を図るため、岸壁の嵩上げや泊地の浚渫、港湾施設用地拡張等の整備を行っているところです。南大東港においては台風や冬期の波浪が港湾工事へ及ぼす影響が大きく、必然的に工事時期が限られ、工期も定期船、砂糖船の使用時期と重なることとなります。県としては、厳しい現場条件の下、定期船、砂糖船の港湾利用と調整しながら、早期完成に向け取り組んでいるところであります。

3について、当該道路の状況については、平成24年度に現地調査を行い、路面損傷等を確認しております。県としては、道路利用者の安全を確保するため

に、本年度において必要な予算措置を講じ、補修工事を行うことにしております。

32ページの平成25年陳情第73号安里川の擁壁対策に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

安里川の当該箇所については、平成25年5月21日に県において現地確認を行い、河川護岸等のひび割れを確認したことから、さらに詳細な調査を行うこととしております。今後、調査結果を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 陳情第34号、17ページ。陳情者が名義人となっている潰れ地について、昭和61年に売買契約をして権利所有権移転登記が完了したということは、陳情者に県が金を払って買ったと理解できますが、そうですか。

○嶺井秋夫道路管理課長 そうでございます。

○新里米吉委員 ということは、売買して買ったというその資料も県にあるわけですね。領収書等も含めて。

○嶺井秋夫道路管理課長 はい、ございます。

○新里米吉委員 それだけはっきりしているのであれば、なぜこのようなことが起きたのですか。皆さんのほうから本人に説明はされましたか。

○嶺井秋夫道路管理課長 特に説明はしておりません。

○新里米吉委員 要するに、本人から特に皆さんに問い合わせはないままにこのような陳情が出たということですね。県とは別にして、社団法人沖縄県対米請求権事業協会から金が出せるのではないかと思ってやったのだと思いますが、どうもよくわかりません。県と売買契約をして県が買ったと。社団法人沖縄県対米請求権事業協会はそういう組織ではないと思っていますので、個人補償をする団体ではなくて、全体的に市町村などを対象にしていろいろな事業の助成をしているだろうと思っています。処理概要に対して疑問が解けました。

全体的に見て、どうも港湾関係でほとんどが静穏度が問題になっています。皆さんの回答も全部そのようになっています。港をつくったけれども、風が出ると波が結構あって、全般的に船の係留をしたり船を出したりする場合に問題が多いのですか。この内容が幾つも出ています。

○村田和博港湾課長 今、あちらこちらの港で、船が当初のものよりも大型化しております。そのために防波堤やそういった施設も改良してきてございます。ある一定程度運航率は上がってきている状況にございます。ただ、こういったうねり等に関してまた新たな問題点が生じて、やはり、うねりに対する今までの波の考え方を見直しして一特に祖納港、栗国港、伊江港などの港でうねりに対する考え方がまた新たな対策等を検討する必要が生じておりまして、今検討しております。

○新里米吉委員 当然、今までもあった港で船が大きくなったらむしろより安心できるので、小さいともっと危ないわけで。どうもよく理解ができません。今に始まったことではなくて、つくったときからうねりはあったのだろうし、そうしますとこれからの解決策としては、港が大きくなるとどうしても波が出るみたいですね。平安座の港もそうだと言っていました。台風が来ると外に近いくらい内側も波があると言っていました。港が大きくなればなるほど、それがあるような感じもします。それを幾らかでも防ぐには護岸を高くすればかなり防げるものですか。

○村田和博港湾課長 祖納港の事例を申し上げますと、祖納港の一義的な大きな波に対しては防波堤で防いでおります。今、言いましたうねり等が防波堤に沿って内側に入ってきます。それをとめるために、祖納港では港内で波除堤の検討をしてございます。そういう対策でもって、うねりに今新たな検討をしてございます。まず祖納港で波除堤で防ぐ対策をやって、そういう状況を見て今

後それでうまくいくようであれば、ほかの港にもそういう対策をとっていこうと今検討しております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 陳情第52号、27ページ。その件に関しては私も同席して要請を行いました。1から4までの部分に関する処理概要に関しては、特に話し合ったとおりでろうと思っています。ただその部分の中で、要旨の文面の中の、しかしからの部分の中を読んでみますと、現在非常に安心して歩けない状況にあると。非常に傷みが激しくて。先ほどの議案ではないですが、管理が問われるようなところもあるので、その部分は先に早目に、彼らの言い分ではそこは必ずしもカラー舗装で一気にやってほしいということではなかったような気がします。その辺のところはどのように考えてますか。

○嶺井秋夫道路管理課長 海洋博の通り会のほうから要請がございまして、その要請の後現地確認をしました。その結果、歩道について部分的に沈下している箇所や植林やブロックが破損している箇所の確認ができましたので、早急にその部分につきましては、対策を講じるようにしています。

○具志堅透委員 わかりました。その部分はお願いをしたいと思います。処理概要の地元意見を踏まえ検討していきたいとかいろいろありますが、前向きな検討と捉えてよろしいですか。

○當銘健一郎土木建築部長 そのとおりでございます。前向きに検討いたします。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 継続の陳情第7号、13ページ。これは何年も前にも陳情が出ていたような気がします。自転車道に私も興味があって、すごく期待をしていましたが、まだなかなか進んでいないような気がします。実はヨーロッパあたりに行きますと自転車道は普通になって、ほとんどが自転車で通勤、通学、それから公共の乗り物を利用して目的地に着くという生活が普通になっていま

す。人の健康にも非常にいいのではないかという思いで期待をして見ていました。この陳情がずっと継続になっていて、平成26年度の完成供用に向けてということですが、そもそも県が考えている自転車道の整備事業、いわゆる土木建築部としての考え方はどのように今構想を練っていますか。ただそれだけの線ではないですよ。

○嶺井秋夫道路管理課長 県のほうで取り組んでいる自転車道整備は玉城那覇の整備ですが、国直轄とか、那覇市も一緒になって、3者で一緒になって協議をする場を設けているところです。

○奥平一夫委員 私が言っているのは、なぜ自転車道を整備しようとしているか。それを沖縄の全体的な中で自転車道をどのように整備していくか、単なる短い玉城那覇だけのことではなくて、全体的なスパンで自転車道を県は考えているのかどうか、そういう構想があるのかを聞いています。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

(休憩中に、全県的な計画等はなく、離島市町村からは要望があるが、それぞれの道路整備事業の中で検討してもらいたいと回答しているとの説明があった。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

○嶺井秋夫道路管理課長 先ほど国と県と那覇市と申し上げましたが、訂正させていただきます。国、県、那覇市、浦添市の4者で自転車走行空間に関する検討会を立ち上げております。その中で計画の図面がございます。今手元にはないのですが、後ほど提示させていただきます。

○奥平一夫委員 それからやはり一部の市町村だけではなくて、できれば全島の自治体で自転車道の取り組みをしてほしいと思っています。先ほど、健康のためという話が出ていましたので、沖縄県はメタボリックが日本一ですので、その辺を含めてやはり長寿県の沖縄県を目指すためにはこういったことをきちんと長いスパンで絵を描いていって、それを本当にそれぞれの自治体に努力してもらおう、県も努力する、国の事業も取り入れるということで、できるだけ早目に整備できるようにやっていただきたいと思います。これについては終わり

ます。

次に陳情50号—4、23ページの下地島空港についてですが、新規といえどもこれはずっと前からいろいろやっていて、利活用協議会でいろいろ将来的にどうするかという議論がなされましたが、残念ながら検討協議会の議事録を見ても出てきた結論を見ても、なかなかしっくりこない、期待できないようなものばかりで、せっかくの地域がどうもうまくいかないのではないかと非常に心配をしています。私が一番気になることは、下地島空港だけの滑走路だけの利活用だけに目がとられています、実は周辺残地の利活用も一体となって構想していくことが一番大事だと思っています。なかなか土木ですから、空港の利用についてどうするかということについて非常に四苦八苦しているようなところがあります。先日出たのは、宮古空港と下地島空港をどのような形で使うかという結論が出ただけで、なかなか下地島空港の利活用についての具体的で斬新なアイデアが全く出てこないなと思っています。今回、皆さんの検討協議会で出てきた、提案されたものを、まずはどのようにして具体化しようとしているのかの考え方だけ聞かせてください。

○當銘健一郎土木建築部長 今回、奥平委員からの質疑に対して知事のほうで伺いさせていただきましたが、まず検討会議を早速組織したいと。昨年度の会議は一応終了しましたので、この検討会議の中には今奥平委員が御心配の周辺の残地を所管している企画部も当然入って、企画部、土木建築部、関係機関、地元の宮古島市のほうも一緒になって、昨年度提案されたものの具体化、提案に対しての具体化、さらなる利活用の方法も一緒にこの中で考えていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 これは答弁でも聞きましたのでいいです。知事は6年前からかなりポテンシャルがあるとずっと言っています。この地域を何とかしたいという答弁だけはされるけれども、なかなかこれが前に進んでいかない。これはどういうところに理由がありますか。何がそうさせますか、なぜ前にもものが進まないのですか。

○當銘健一郎土木建築部長 まず下地島の飛行場は、訓練飛行場専用ということで当初設置されたということです。訓練飛行場としては周辺環境も含めて非常に良好な環境—3000メートルの滑走路ということで、全国で一番訓練がやりやすい飛行場だと思います。そういった中で今回、昭和の当時と違いますのは、シミュレーターが相当程度発達していて、実機を使った訓練の必要性が相当落

ちているという社会的な状況もあります。そういう中で日本航空においては会社の経営状態等の問題があって撤退するということになりました。そのようなことから、今回本当に訓練飛行場として最適な空港を別の利活用も含めてできないかということを考えています。その辺がなかなか難しいところがあります。ただもう一つ、私どもでやっています伊良部大橋が平成27年1月を完了予定としております。それができることによって、宮古島本島との間で行き来ができるようになれば、さらにいろいろな活用ができるかと考えています。

○奥平一夫委員 ですから伊良部大橋ができるまでの間に、さまざまな環境整備を整えておくべきではないかという提案をずっと何年も前からやっています。それがなかなかうまくかみ合わないといいますか、非常に残念です。これだけ知事も肝いりで利活用検討協議会まで立ち上げたのにもかかわらず、なかなかそれがうまくいかないという。前の土木環境委員会で、土木建築部でそもそも利活用を検討といいますか、利活用を構想することができるのかという話をしました。所管がえをして、企画部を中心にして土木建築部と一緒にそういうことをやることはどうだろうかという話をしました。一応検討してみるという話もありました。要するにあの手、この手で下地島空港の残地をなんとか利活用していただきたいという思いです。かなりロケーションはすばらしいです。世界一だと思っています。あれを訓練のみで終わらせてはだめだと思っておりますので、もっと観光という広い視野の中から、あるいはさまざまな視野でこの空港そのものを検討していただいて、残地もあれだけあるわけですから、これを使わない手はないだろうと思っています。もう少し仕切り直しをしながら、しっかりと一もっとたくましい構想力で下地島空港の利活用についてぜひ検討していただきたいと思っています。

○當銘健一郎土木建築部長 激励の話だと承っています。以前から、周辺の残地についてはもともと企画部が所管して、別の有効利用の連絡会議等を盛んにやっています。そこでもなかなかこれだというものが出てこない状況の中で、今年度、企画部とも連携して、空港については土木建築部、周辺残地は企画部と一緒にあってどのような利活用が図れるのか、もう余り時間もありませんので具体化に向けて精力的に取り組んでいきたいと考えております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 陳情第109号、3ページの概要を説明してください。

○嶺井秋夫道路管理課長 概要ですが、県道75号線の道路拡幅工事に係る物件が2件ございまして、この要請者は2件の後ろ側にある建物です。直接拡幅工事に係るものではないものですから、今回の補償の対象外ということです。本人は補償対象の建物と一体となった建物だということで補償を求めているわけです。専門の設計事務所に確認しましたところ、別の物件だと、一体となったものではないということから、今回の補償対象外ということを経路管理者として結論づけています。

○嘉陽宗儀委員 コザ十字路からずっとうるま市向けに拡幅工事をやって、この資料の写真を見ますと末吉ガラスアルミ工業になっています。最初の拡張工事の計画はそこまで入っていましたか。ここまで入っていなかったのではないかと思います。

○嶺井秋夫道路管理課長 今回の陳情にありました箇所については、交差点の影響範囲ということで当初から計画に入っております。

○嘉陽宗儀委員 きょうもらった資料で末吉ガラスアルミ工業と書いています。ここはどうですか。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

(休憩中に、図面を使って拡張工事対象箇所における陳情者の建物の範囲等について説明を行った。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

○嘉陽宗儀委員 先ほどのこの写真は表通りではなくて、裏側からの写真であったことが、今のパネルを見て理解できました。後ろの部分は工事に入っていないけれども、前のほうが工事が入っていて、前の建物と陳情者の建物が一体化していると。建築基準法を用いて解説しています。これを読みますと、あの辺は戦後からの非常に古い町並みで、継ぎはぎだらけの建物ようです。現場はどうですか。要するに表から裏まで廊下があったとしたら、スラブを打ってつなげていたり、連結しているところが大分多いのではないですか。

○嶺井秋夫道路管理課長 前面の建物2件が昭和37年に建築されておりまして、この該当者の建物は昭和43年に建てられております。その後、前面の建物の増築が行われています。

○嘉陽宗儀委員 増築のときにこの古い建物とつないで、一体化しているところの陳情は主張しているのではないですか。

○嶺井秋夫道路管理課長 前面の建物が増築したときに壁がくっついたということですよ。

○嘉陽宗儀委員 計画に入っていないものを無理やり入れる必要はありません。しかし、今こういった訴えを受けて、中身を詳しく見て、建築基準法上一体化として見なすべきものであれば陳情の趣旨も酌まなくていけないので、皆さん方なりにもう少し研究してほしいと思います。実はこの工事の中で、私の事務所も立ち退きをさせられました。私の物件も十何坪補償されていないものがあります。ただこれは国の事業なので言いません。沖縄県議会議員が先頭になって私の土地どうするのかとわめくのはみっともないので静かにしています。地権者にしてみればやはり重要な問題です。私は仕方がない、適当にと言って済ませる人はいいけれども、そうではない人は権利の問題からいいますとやはり重大だと思しますので、私ももう一度行って調べてみます。やはり陳情が出ている以上は精査してください。

次に11ページ、陳情第205号の泡瀬干潟について、私は本会議の一般質問でも聞いた中で特にトカゲハゼの保全がなされていないのではないかとということを行いました。皆さん方は、トカゲハゼについては配慮して工事を進めていると言っていました。皆さん方が配慮している工事の具体的な中身はどういうことをやっていますか。

○村田和博港湾課長 国の工事、県の工事を含めまして、トカゲハゼに対しては4月から7月の海上工事は行わないことになっております。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

(休憩中に、現在国が行っている工事は陸上工事であり、海上工事については4月から7月まで行わないとの説明があった。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

○嘉陽宗儀委員 では陸上工事はどこをやっている、なぜトカゲハゼに影響がないという判断をしていますか。

○村田和博港湾課長 国が5月から行っている陸上工事は、今現在、護岸で仕切られた陸上部分の、今の断面は暫定断面でございまして、完成形に向けた工事を国のほうでやっております。これは海域に影響を及ぼす工事ではございませんので、あくまでも陸域だけで行っている工事ですので、トカゲハゼの子稚魚に与える影響はないと判断してございます。

○嘉陽宗儀委員 どのような影響を与えていないと言うのですか。

○村田和博港湾課長 4月から7月に海上工事を行わないということは、トカゲハゼの子稚魚が海域に出て、それから生息地に戻ってくる一海域で浮遊している時期でございます。その間は海上工事を行わないということで、環境影響評価でもそういうことになっております。ですから海域に与える影響がない陸上工事に関しましてはトカゲハゼの浮遊に影響がないと判断いたしまして、陸上工事を行っております。

○嘉陽宗儀委員 向こうのほうで一生懸命トカゲハゼを守るために観察している皆さん方は、トカゲハゼの生態からいって海面の工事がなかったら工事をやっても大丈夫というのは、トカゲハゼの生態について余り知らないからだ。トカゲハゼは音に非常に敏感です。ですから海面だけではなくて、陸上工事しても振動があります。影響しているということを専門家の皆さん方は心配をして、何とかならないかという陳情が来ています。その分野では皆さんは専門家ですか。

○村田和博港湾課長 先ほども申しましたのは海域の影響でございまして、今、おっしゃられました振動に対する影響ですが、振動、音に関しましては、泡瀬地区での生育場所は陸域側、比屋根湿地の全面が生息地でございます。今回の陸上工事は埋立地の護岸で囲まれた海上側、距離にしまして大分離れたところでございますので、そういった意味でも振動、騒音の影響はないと考えてございます。

○嘉陽宗儀委員 私も見てきました。空気中の音よりも地上の音の伝播の仕方は全然違っていています。立っていたら聞こえないけれども、耳を地面につけると非常に聞こえます。ですから、立って聞こえないから大丈夫だというものではなくて、その辺はやはり専門家の意見も聞いて、生態からいけば5月から7月はまさに産卵時期で、重要な時期ですから。今度、今から本格的にやったらどうなるかわかりませんが、少なくともトカゲハゼの保全のために頑張っている皆さん方の意見も尊重してください。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 27ページ、陳情第52号に関連してですが、私は本会議でも電線の地中化について質問させていただきましたけれども、ぜひ全力を挙げて進めるべきであると、皆さんもその方向でやるということでした。この関連で、平成24年度から着手しており、引き続き要請者負担方式と聞きましたが、この辺の説明をお願いします。

○嶺井秋夫道路管理課長 平成24年度から要請者負担方式で設計を行っているところでございます。要請者負担方式とは、これまで電線管理者が負担してきた変圧器やケーブル等の費用を道路管理者で負担して整備を進めていくということです。

○浦崎唯昭委員 わかりました。とてもいいことだと思いますので、ぜひどんどん進めてください。本会議でも聞きましたが、あわせて関連させて、皆さんが計画的にこれから全県的に電線地中化を進めていき、場所場所によっては沖縄県の植栽とか花を植えていってきれいにして観光のまちにしてもらいたいということで話をしました。これからどんどん進めていくという皆さんの計画をもっと早めてもらいたいということで本会議でも言いましたが、全県でどのような状況にありますか。電線の地中化をする距離といいますか、本会議でも聞いて忘れましたが、大体私の計算では100年近くかかるのかと思って心配していましたが、その辺を改めて教えてください。

○嶺井秋夫道路管理課長 平成24年度までに113キロメートルの整備が終わっています。今後、目標としましては約588キロメートルです。

○浦崎唯昭委員 わかりました。電線地中化は大変大事なことだと思っておりますので、ぜひこれからも進めていただきたいということでよろしく申し上げます。

もう一点ですが、安里川の擁壁に関する陳情で皆さんは現地に行かれて確認したということでありますけれども、処理概要の中でひび割れが確認されたということで詳細な調査を行うこととしているということですが、いつごろまでにやる予定がありますか。それだけ確認させてください。

○徳田勲河川課長 調査につきましては早急に調査したいということで、南部土木事務所のほうでやるのですけれども、今、調査に向けて準備中です。

○浦崎唯昭委員 いつごろという時期だけでも土木環境委員会で言えませんか。

○徳田勲河川課長 早急にやりたいと思います。着手は、調査の方法などいろいろありますが、最初に経過観察といいますか、そういうこともありますので。着手はすぐにやりたいと思いますが、継続的に時間をかけて調査するということになると思います。

○浦崎唯昭委員 継続的に調査ということではなくて、皆さんが詳細な調査を行うということについてのスタートはいつごろを予定していますか。

○徳田勲河川課長 すぐ着手します。できれば今月から、遅くても8月から着手したいと思います。

○浦崎唯昭委員 それがわかればいいです。ぜひ陳情者の有限会社イトミンは大変心配されているようですので、早目にやってあげてください。よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 陳情第34号、17ページですが二、三確認をさせてください。道路管理課長、処理概要の説明の中で未買収となっている潰れ地については買

収を進めているところだと結んでいます。こういった事例は県内にいかほどありますか。未買収の一未解決の土地といいますか、県道6号線に限っている話なのか、その辺の確認をしたいですが、いかがですか。

○嶺井秋夫道路管理課長 件数ではなくて、面積ベースで話をさせていただきます。全体で約500万平方メートルありまして、その中の約478万平方メートルは買収済みとなっています。率にして95%は買収しているということになっています。

○仲宗根悟委員 残りの5%というのは、資金面といいますか予算の件で進まないのか、別の要件があって未解決になっているのか、その辺はいかがですか。

○嶺井秋夫道路管理課長 特に困難になっている理由につきましては、相続問題とか、所有者が不明、または筆界未定、その他抵当権設定、買収拒否などがあります。

○仲宗根悟委員 陳情者が言っている県道6号線にも該当する方々がいらっしゃるのでしょうか。

○嶺井秋夫道路管理課長 県道6号線にもございまして、今現在で99.7%は買収しておりますが、残り13筆ございます。

○仲宗根悟委員 13筆も先ほどおっしゃったいろいろな理由でまだ買収に至っていない、進んでいないという状況でよろしいのでしょうか。

○嶺井秋夫道路管理課長 はい、そうでございます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 まずは28ページ、陳情第54号の豊見城団地の崖崩れに関しては、島袋大議員が本会議の一般質問でも取り上げていて、相当な不満を込めた一般質問のように私は受け取りました。そのときの土木建築部長の答弁は処理概要そのものでしたか、確認をさせてください。

○**當銘健一郎土木建築部長** 内容的にはほとんど一緒ですが、最後の部分は可能な限り早期に工事着手できるように取り組んでいるところですということで、一緒でございます。

○**桑江朝千夫委員** これを見ますと早くやっているような感じもしますが、実際はそうではないわけです。平成23年11月に崖崩れが発生しているわけです。これから今日まで至っているということです。思い出しますと、ことし2月の大型補正予算がありました。これは防災、減災、耐震に対して早急に対応なさいと2月に大型補正予算が組まれました。私はそれを思い出しました。そういった補正予算ではなかったですか。

○**當銘健一郎土木建築部長** 確かにそのような防災、安全の補正予算もありました。再質問のときにも少し話をしましたが、当初、委員の御指摘のように平成23年11月に大雨が降って、その前には地震もあり、そういう災害により豊見城市から災害報告がありました。それからしましても相当な年月がたっているわけです。当初、崖地の所有者が沖縄県住宅供給公社ということで、沖縄県住宅供給公社に対策工事をお願いするということで調整をしておりました。沖縄県住宅供給公社が持っている崖地の部分は一部分であって、被害が及んでいる上下にも相当程度関係してくるということで、これまでいろいろと調整をしました。結論的に申しますと、まだ事業の要件がきちんと整ったかどうかは明確にお答えできませんが、県で行います急傾斜地の対策工事で区域指定をして、しかも沖縄県住宅供給公社に大分の負担をしていただくようにして実施していること。したがって、今年度内には区域指定と実施設計を終えて、来年度の早目に着工したいというところに至ったのは最近のことでございます。

○**桑江朝千夫委員** 繰り返しになりますが、2月の大型補正予算は金額だけではなくて、そういったものに即座に対処せよという意味が込められた予算措置だったと思います。この件に関しても、先ほど浦崎委員が質疑された安里川に関しても、防災、減災に関して特に即対処なさいという意味も込めた補正予算だったので、そこは着実に早目にやっていただきたいと要望します。その意味を酌み取ってやるようにしてください。

次に、22ページ、陳情50号—4の津堅架橋を早期に実現することという要望が出ています。処理概要で可能性について調査をしたとありますが、調査の報告書はありますか。

○仲村守道路街路課長 調査報告書はございます。

○桑江朝千夫委員 これはいただけますか。

○仲村守道路街路課長 承知いたしました。

○桑江朝千夫委員 この膨大な予算、大体どれくらいになりますか。

○仲村守道路街路課長 津堅架橋は全長が4キロメートルありまして、そのうち橋梁部が3キロメートル、それに要する総需用費は420億円余りと概算しております。

○桑江朝千夫委員 伊良部架橋は総額幾らですか。

○仲村守道路街路課長 380億円です。

○桑江朝千夫委員 ありがとうございます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 8ページ、陳情第159号をお願いします。前にも聞きましたが、瓦の活用の件です。今回聞きたいことは、処理概要に2点あると思いますが、市町村との連絡調整をやっているということと、技術研究開発の実施計画を策定することになっていると。その辺を具体的にどのようにやっているのか聞かせてください。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 一括交付金を活用した支援策の可能性ということで、市町村、関係機関と調整を図っていることについての内容ですが、具体的には次年度以降に県内部でも予算要求をしております、一括交付金を活用した助成制度を設けることができないかと。これに関しては今現在、那覇市、浦添市でそれぞれ別の補助事業で一例えば、那覇市ではまちなみ環境整備事業があります。それとのすみ分けが必要ですので、現在、市町村で行っている補助事業と新たに一括交付金を使う補助制度ですが、その辺のすみ分けを勉強中です。もう一点御質疑ありました、技術開発実施計画ですが、それに

関しては平成24年度に実施計画を策定しまして、今年度以降に具体的な技術開発に向けた検討業務をやっていこうと。ただ何分、一括交付金の予算がとれていないので、次年度以降に具体的に動いていきたいと考えております。

○新垣安弘委員 赤瓦は1つ課題があると思います。今、太陽光発電で屋根にパネルを乗せるという話がふえてくると、赤瓦の価値、意義が発揮されないようになってきます。あともう一点、今度、慶良間の沿海域が国立公園に指定されるということが、先日の新聞に載りました。新聞情報しかありませんが、国立公園になるとかえっていろいろな規制がかかって人が来なくなる地域もあるという話もあります。恐らく、そうなりますと慶良間の今のダイビングとか自然は保存されるけれども、それをしようとするがためにいろいろと制限がかかってくるかもしれません。そうすると本当に地元にとって観光客を呼べるのかということにもなってくると思います。そこで、自然保全はいいけれども、国立公園になっていく中で座間味島、渡嘉敷島、渡名喜島も、竹富島ではないけれども、赤瓦をしっかりと残して、それが一つの観光資源になって竹富島はやっています。そういう意味では、海を中心とした国立公園ではあるけれども、観光という点では、やはり地元も竹富島のようにではないけれども、何らかの沖縄らしい景色、風景をさらにつくっていかなくてはいけないのではないかと。そういう意味では、赤瓦を活用した形での座間味島、渡嘉敷島、渡名喜島の地域の観光資源が必要になってくると思ったりしています。そういった点で、土木建築部でいろいろな事業をやる時に極力赤瓦を使うことをもちろんやって、その地域とこれから慶良間の市町村とも、その辺は土木建築部としてできる部分は何らかの形で一赤瓦に関してかかわれる分はかかわってやっていければと思いますので、よろしくお願いします。どういった形があるかわかりませんが。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午後0時4分 休憩

午後1時24分 再開

(休憩中に、環境生活部長から自己紹介と、環境企画統括監及び県民生活統括監の紹介があった。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

次に、環境生活部関係の陳情平成24年第76号外12件の審査を行います。

ただいまの陳情について、環境生活部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當間秀史環境生活部長。

○當間秀史環境生活部長 それでは環境生活部所管の陳情について、お手元の資料土木環境委員会陳情案件資料により、御説明いたします。

環境生活部所管の陳情は、目次にあるとおり新規1件、継続12件、計13件となっております。

初めに継続12件中、処理方針に変更がある6件について御説明いたします。

お手元の資料1ページをごらんください。

陳情平成24年第76号記の1につきましては、環境省が災害廃棄物の処理工程表を公表したことに伴い、大幅に変更があった部分について、御説明させていただきます。

下線部をごらんください。

その後環境省は、平成25年5月7日付で災害廃棄物の処理工程表の中で、広域処理が必要な岩手県の31万トン、宮城県の36万トンについて、これまでの調整の結果、現時点で1都、1府、14県72件において、実施済み、実施中または受け入れ表明済みであり、広域処理必要量67万トンに対し、全て受け入れ見込みとなっていると発表されております。

次に、2ページをごらんください。

陳情平成24年第76号の記の2につきましては、平成25年度も引き続き、被災者の支援を継続することなどから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、10ページをごらんください。

陳情平成24年第171号につきましては、平成24年度に策定した生物多様性お

きなわ戦略においても、世界自然遺産登録に向けた取り組みを盛り込んだことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、11ページをごらんください。

陳情平成24年第200号につきましては、ワンストップ支援センターの設置に向けた検討会議を設置したこと等から、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、12ページをごらんください。

陳情平成25年第16号につきましては、産業廃棄物管理型最終処分場の建設について、条件つきながら同意が得られたことなどから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、14ページをごらんください。

陳情平成25年第17号につきましては、水質調査をことし5月にも実施したことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、17ページをごらんください。

陳情平成25年第21号につきましては、ことしの4月に消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案が閣議決定されたことなどから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

続きまして、新規の陳情1件につきまして、処理方針を御説明いたします。

18ページをごらんください。

陳情平成25年第50号平成25年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

自動車リサイクル法におけるリサイクル料金の剰余金を活用し、離島対策支援事業の出捐の割合を10割とすることについて、公益財団法人自動車リサイクル促進センターでは、離島支援事業として使用済み自動車を離島から沖縄本島へ海上輸送する際の費用の8割を支援しているところです。同センターによると、本事業で財政的支援を受ける受益者にも一定の負担をしてもらうことが適正であり、市町村においても業務の効率化を促すことになるため、出捐率の上限を8割にしているとのこと。県としては、海上輸送費の低減化が図られ同事業が円滑に促進されるよう、離島市町村に対して必要な助言などを行っていくこととしています。

19ページをごらんください。

海岸漂着ごみの防止策及び処理対策を継続的に講じることについて、県では国の地域グリーンニューディール基金を活用し、平成21年度から平成24年度にかけて、全県的な漂着物実態調査、回収処理事業、市町村への補助などの海岸漂着物対策を実施してきました。平成25年度及び26年度においても、国の新た

な財政支援措置である地域環境保全対策費補助金を活用し、海岸管理者や市町村、ボランティア団体などと連携して海岸漂着物対策に取り組んでまいりたいと考えております。また、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律―海岸漂着物処理推進法により財政的な支援は国が行うこととなっており、全国知事会や九州地方知事会をとおして、国による財政支援の継続や、発生源対策のための国際協力体制の構築を求めていくこととしております。

20ページをごらんください。

不法投棄・動物の遺棄などに関するパトロール員の配置、不法投棄ごみ処理料金の助成を行うことについて、不法投棄につきましては、県では、県警OBによる廃棄物監視指導員や不法投棄監視員を保健所へ配置し、不法投棄の監視と早期発見に努めております。また、警察・海上保安庁との連携によるヘリコプターでのスカイパトロールなどを実施し、各保健所では、廃棄物不法処理防止ネットワーク会議において各警察署、海上保安署、市町村などとの情報交換、合同調査などを行い連携を強化しています。希望する市町村に対しては、市町村職員が産業廃棄物処理施設へ立ち入りが行えるよう県職員として併任発令を行っています。県による財政的な支援としては、市町村が監視カメラなどを設置する際に必要となる経費の2分の1の補助を行っています。今後とも、関係機関と連携して、不法投棄防止に向けた取り組みを強化していくこととしています。動物の遺棄につきましては、沖縄県北部地域を初めとする県内各地の行楽地などにおいて、心ない人による犬や猫の置き去り、遺棄などがゴールデンウィーク期間中に増加すると言われておりますが、このような行為は、地域住民の生活環境に悪影響を与えるほか、ヤンバルクイナを初めとする希少野生生物にとっても大きな脅威となっており、動物愛護の視点からも、捨て犬や捨て猫を未然に防止する必要があります。そのため県においては、行楽客を初め広く県民に、動物遺棄の防止を啓発するとともに、県民の動物愛護思想の涵養に資する目的で、毎年度、捨て犬・捨て猫防止キャンペーンを実施しております。一方、平成24年9月に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、動物の逸走の防止、終生飼養、繁殖に関する適切な措置が、動物の所有者または占有者の責務として追加されたところです。そのため、県としては、上記のキャンペーンとあわせ、同法の改正内容の周知を図り、今後も犬猫の飼い主に対する啓発活動を強化していく考えです。

21ページをごらんください。

離島における安定給水のため、水道広域化の一環として水道事業を統合することについて、離島地域の安定給水につきましては、これまで、高率補助によ

る施設整備や交付税措置などにより支援が行われているところではありますが、依然として本島地域と比べ、水道料金など格差があることは承知しています。そのため、県としましては、本島地域と離島地域における格差是正を図るため、水道広域化の実現に向け、平成22年度より庁内において検討を始めているところでもあります。平成24年度からは、沖縄振興特別推進交付金を活用した、水道広域化推進事業を行っており、座間味村などにおいて水道料金の資産調査などを行っております。平成25年度においては、水道料金や管理体制等の各種シミュレーション調査を通じた効率的、効果的な広域化の方策検討、現地における広域化の効果、遠隔地での運転管理の最適な方策検討のための実証事業を座間味村などで実施し、水道広域化の早期実現に向け取り組みます。

22ページをごらんください。

離島市町村で処理できない廃棄物の処理・回収ルートを構築することについて、一般廃棄物処理については、各市町村が区域内における収集、運搬、適正処理に係る一般廃棄物処理計画を定めて取り組むことになっております。このため、各市町村が同計画に基づき、財政状況を勘案しながらより効率的な処理体制を構築することが基本であると考えております。なお、県では、平成25年度より離島市町村のごみ処理広域化調査を実施し、廃棄物処理施設の広域化や運搬ルートの合理化などについて検討を行うこととしており、その結果を踏まえ、処理困難物の処理・回収についても、必要な助言などを行っていきたいと考えております。離島地域における産業廃棄物の処理については、処理業者の経営基盤が弱く、産業廃棄物処理施設の数や規模が十分でないことから、沖縄本島への輸送により処理コストが割高となるなど、適正処理の確保が課題となっております。そのため、県におきましては、効率的な処理体制の整備に向け、平成23年度には、島嶼地域循環資源活用促進事業を実施し、離島における産業廃棄物の発生状況処理などについて現状把握を行い、平成24年度からは八重山地域において木くずなどを燃料として発電を行い、処理コストの軽減及び適正処理の確保を図るバイオマス資源活用コージェネレーションシステム構築事業を実施しているところです。今後とも、本事業等の成果も踏まえ、離島町村における産業廃棄物の処理・回収について検討していきたいと考えております。

23ページをごらんください。

ラムサール条約湿地登録簿に掲載された与那覇湾の再生について支援するとともに、沖縄希少生物保護繁殖センターを与那覇湾周辺に整備することについて、与那覇湾は、藻場、干潟として豊かな生態系を持つことから、昭和56年に県の鳥獣保護区として指定し、その保全を図ってきたところであり、昨年8月に国指定鳥獣保護区としてラムサール条約湿地に登録されたところでありま

す。県としては、宮古島市が平成24年度から着手している与那覇湾の有効活用を図る計画づくりの進捗を踏まえながら、環境省と連携し、どのような支援策ができるか検討していきたいと考えております。西表島を核とした世界自然遺産登録を目指し積極的に取り組むことについて県は、世界自然遺産登録に向けた保護担保措置の強化のため、国と連携して西表・石垣国立公園の拡張に取り組んでおります。また、今後の希少種の保護管理計画に生かすため、イリオモテヤマネコなど希少種調査を実施するなど、奄美・琉球の世界自然遺産登録に向けて積極的に取り組んでまいります。

以上、環境生活部に係る陳情案件について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 8ページ、陳情162号の2、ヤンバルの森の森林皆伐の中止を求める陳情についてですが、環境生活部長はこの陳情の趣旨に沿ってヤンバルの森が皆伐されている実態を見たことがありますか。

○當間秀史環境生活部長 見たことがあります。

○嘉陽宗儀委員 どのほうを見てきましたか。

○當間秀史環境生活部長 国頭村与那だったと思います。

○嘉陽宗儀委員 ヤンバルの森は与那だけではなくて、かなり広範囲に伐採されていますが、それは御存じですか。

○當間秀史環境生活部長 ここ以外にももっと伐採されているところがあると、国頭村与那を見たときの説明の中で聞きました。

○嘉陽宗儀委員 向こうの森林計画、県の森林計画を見ても、ほとんど国頭村、大宜味村を含めてあの辺はほとんど森林が残らないのではないかと思われるくらいの密度で伐採計画がありますけれども、その計画は見たことありますか。

○當間秀史環境生活部長 まだ私はそれは承知しておりません。

○嘉陽宗儀委員 それはこの議会ではかなり長い間、数年にわたって議論されていますので、ぜひ森林計画がどのようになっているか、現地はどのようになっているか、きちんと担当部長としてしっかりと掌握して、この問題に臨まなければ期待するような効果は出てこないと思いますので、しっかりと見てはいるかがですか。

○當間秀史環境生活部長 しっかりと見たいと思います。

○嘉陽宗儀委員 森林伐採についてはかなり質疑してきましたが、誰が伐採していますか。

○當間秀史環境生活部長 当該地域で林業を業としている方々が伐採しているものと考えております。当該地域でいわゆる材木生産やそういうことで生計を立てている方々が行っているものと考えております。

○嘉陽宗儀委員 生計を立てている林家があるのですか。

○富永千尋自然保護課長 農林水産部森林緑地課の資料によりますと、林業労働力ということでヤンバルに沖縄北部森林組合と国頭村森林組合の2つの森林組合があり、平成22年時点で沖縄県北部森林組合が121名、国頭村森林組合が71名、合計192名が従事していると説明されています。

○嘉陽宗儀委員 森林法では森林組合になるためには、いわゆる林家でないとできません。そうしますと、一定規模の森林を所有していなければ本来いう森林組合にはなりません。今の人数は皆さん森林を保有していますか。

○富永千尋自然保護課長 今、私が手元に持っている資料では所有しているかどうかについては記載がありません。これは地域の雇用もしくは就労に寄与と

いうことでこの数字が出ています。

○嘉陽宗儀委員 これは全国的にも問題になっていますが、材木の生産を上げるためにどうするかということで、森林業が衰退しているということでもかなり政府としても問題にしています。沖縄県の場合には、森林組合といわれる皆さん、いわゆる林家は沖縄では1軒もないはずですが。後は従業員がいて組合員になっていますが、チップ工場に働いている労働者が組合員になっていて、その生活を守るということにしかありません。私どもはずっとそういう意味では、労働者として仕事はたくさんあります。パトロールすることもできますし、いろいろな仕事をつくらうと思っただけです。わざわざ伐採してチップ工場に働いている人たちの生活を守るためにあの貴重な森林を伐採することはおかしいと思いますが、どうですか。

○當間秀史環境生活部長 確かに豊かな森林を保全する立場からはそういう考え方もありますし、一方ではやはり当該地域で、地元において生活をしたいという方々の考えもあるものと理解します。

○嘉陽宗儀委員 裁判にもなって、対費用対効果がないと。私も県の監査委員をしていてそう言いました。そういう面では県がお金を出した割には生産が上がっていません。貴重な森林は伐採されるけれども、費用対効果が上がっていない。そういう実態は見ないと、ただ向こうでチップ工場の労働者が働くから、莫大な補助金が入ってそれで運転しているのですから、そういう面ではもともとは皆さんは森林を守るための役割のはずですから、実態をきちんと掌握して無謀なことはさせないということが大事です。森林保全法で沖縄の貴重な森林はどのような位置づけになっていますか。

○富永千尋自然保護課長 まず今、委員がおっしゃっているのはヤンバル地域という理解のもとで話をします。ちょうど県では自然環境の保全に関する指針を設けております。これはランク1からランク5まで、それぞれの自然度に応じて区分をしております。そのうち、ランク1とランク2がヤンバル地域の保護を大半を占めています。自然環境の保全にとってもヤンバル地域の森林は非常に重要な場所だと認識しております。

○嘉陽宗儀委員 国で沖縄の森林は亜熱帯性の広葉樹林で特異な存在であると、貴重だという位置づけがあり、簡単に伐採してはいけないように森林保全

法でも明確になっていると思います。もう一度調べてみてください。

○富永千尋自然保護課長 先ほど、環境生活部長も申しておりましたけれども、そもそもヤンバル地域には歴史的に森とのかかわりが非常に深い地域でございます。やはり林業の位置づけは、我々も地域の方たちと話している中で非常に重い位置を占めていると理解しています。そういう中で、今、世界自然遺産ということで国立公園化に向けての動き、もしくはそういった話し合いが行われるようになってきております。そういった公園計画の中で、きちんと保護する場所、活用する場所が今後ある程度定まっていくものと期待しております。

○嘉陽宗儀委員 ヤンバルの皆伐は毎年のように行われていますが、皆伐が行われるごとに希少種のヤンバルクイナ、ノグチゲラがどんどんすみかを追い出されるという実態になっています。交通事故に遭っているのは、ほとんど追い出されたヤンバルクイナです。ですから、車の運転を気をつけましょうというよりは、ヤンバルクイナのすみかを守りましょうということが本来は先のはずです。ノグチゲラについてはどれほど重要かということは認識していますか。

○富永千尋自然保護課長 ノグチゲラは今、県のレッドデータでも絶滅危惧種に指定されていますし、特別天然記念物ということで、かつヤンバルという地域のごく一部にしかすまないということで、沖縄のヤンバルの自然を代表するような希少な鳥類と認識しております。

○嘉陽宗儀委員 余談になりますが、私がヤンバルに行きましたらノグチゲラが道に倒れて死にそうになっていて、それを助けました。必要であれば写真を持ってきます。すみかがなくなってきています。このままでは本当に絶滅してしまうという危機的状況ですから、環境生活部長、皆伐をやめさせて希少動植物を守るという立場でこの問題については今後対処してほしいと思いますが、どうですか。

○當間秀史環境生活部長 先ほども話がありましたように、ヤンバル地域は古くから森とかかわって生活をしてきた地域で、いわゆる森の保護と利用の整合性を一うまくバランスをとって進めていくことが今後どちらにとっても重要なことだと思っています。

○嘉陽宗儀委員 向こうの森林についてたくさん問題があります、これ以上は

言いませんが、実態を調べてください。私どもが皆伐現場に調査に行ったらイタジイの木が山積みされています。なぜイタジイの木を使わずに山積みにするのかと聞いたら、貯水をしていますと。木を通して貯水できるわけなのに、野ざらしです。資源の有効活用とありますが、結果は向こうは倒したら補助金が出るから今度は植林ですよね。1本当たり幾らと植林の補助金が出るので、それを目当てにしているのではないかという感じさえします。ですから、有効活用ではなくて、切り倒されたらたくさん捨てられています。ですから、まずは現場に行って、せっかく新しい環境生活部長になり決意もあると思いますので、きちんと対応できるように現場調査をきちんとやってください。

○**當間秀史環境生活部長** ぜひ、あまねく現場を見てみたいと思います。

○**嘉陽宗儀委員** 次に陳情第200号、11ページです。一般質問でも取り上げましたが、陳情の具体的な中身がありますが、処理方針を見ますと余り答えているような処理方針になっていませんが、なぜですか。6項目陳情されていますが、みなさんの処理方針は答えていない気がします。

○**當間秀史環境生活部長** この件につきましては、ことしの5月から関係機関、現場の方々を集めてやっとなら検討会議を開催して、6月に2回目の検討会議を終わって、これからここに上げられている部分も検討していくという内容になっておりますので、まだこのような書き方しかできない状況です。

○**嘉陽宗儀委員** この件で、沖縄県立博物館・美術館でシンポジウムがあり、私も傍聴してきました。やはりこういう被害に遭った皆さんの精神的な苦痛といますか、ほとんど病気に追いやられる。では誰に救いを求めるかということがあります。私も無料相談所をやっているけれども、結局は実の親が娘に手をかけるとか、再婚して前の夫との子供についていろいろやるとか。この人たちは親にも言えない、誰にも言えない、苦しんでいる人たちが結構いるわけですよね。それについて本当に早目に傷を治して人間らしく生きていくための支援です。しかし、この処理方針を見ても支援になるようなことになっていません。それから、支援をする場合でもこのように精神的にケアをする場合に、それなりにきちんと専門的技術を身につけていないと、平気で人格を傷つけるとか、逆にケアのつもりが痛めつけて結局は鬱病になるとか、結構いろいろなものがあります。相談する専門員をどのように教育するかという視点もないといけません。例えば、妊娠してしまいだのようになるかと、親はおろすとかおろ

さないとか、現場ではそのような帳尻合わせもやっています。それについて、どのように救いの手を伸ばすかという意味で、この処理方針は冷た過ぎるのではないですか。ですから、きちんと専門要員の教育とか予算をどうするとか、産婦人科を配置するとか、特定のところに行けばきちんとケアを受けられるとか、これは早目に見せる必要があるのではないですか。

○**當間秀史環境生活部長** まさに、今、嘉陽委員がおっしゃられたことは大変重要なことであります。産婦人科医との連携や人材の育成をどうするかということもこの中で上がっています。ただ、2回目の会議を終えて、そこまでまだ出し切れていないという状況です。我々としても早目にそのような核心の問題を具体的に案として出せるような方向で力を尽くしていきたいと思えます。

○**嘉陽宗儀委員** ワンストップ支援センターを設置するというそのものは、いつまでにやるという方針を出していますか。ただ検討だけで、いつになるかわからない。

○**當間秀史環境生活部長** 今年度中に検討会議で案をたたいて、次年度には開設をしたいということで進めているところです。次年度に開設するのであれば、予算要求も必要です。予算要求に間に合うように、早い段階でなるべく結論が出せないかということを考えております。

○**嘉陽宗儀委員** いつまでにやりますか。いつまでに予算要求するのかということは聞いていません。

○**當間秀史環境生活部長** 次年度には開設したいと考えております。

○**嘉陽宗儀委員** 次年度というのは、具体的には。

○**當間秀史環境生活部長** 今のところ2回目の検討会を終わった段階で、はっきりといつと申し上げることはなかなかできません。次年度中を目指しているところです。

○**嘉陽宗儀委員** 私が聞いているのは、2月定例会でも質問して同じような答弁でした。今回も同じような中身。相当現場で苦しんでいる皆さん方に対して、余りにも無神経ではないかと。急いでいると言っています。被害はどんどん出

ています。これではいつになるかわかりません。もっと、環境生活部長が心を痛めて、専門員を配置して、看護師も配置して救いの手を差し伸べるといふめどをつけないと。いかがですか。

○**當間秀史環境生活部長** 我々としてもこの問題に対してはかなり力を入れて取り組んでいるところであります。ただ、この問題はかなりいろいろな難しい部分があって、特に産婦人科医の体制をどのようにつくるかという部分があります。特に沖縄県の場合は今の周産期医療の現状を見てもよくわかると思いますが、産婦人科医が足りません。そういった状況の中で、このワンストップ支援センターへの支援を行っていただけるのかどうなのかという大きな課題があります。まずそれを解決することが一番の大きな山です。ですから、そのことをまず道筋を立てない限りは次年度中のいつということがなかなか見通せない状況です。

○**嘉陽宗儀委員** わかりやすく言えば、看護師が見つからない間はだめですということですね。

○**當間秀史環境生活部長** 産婦人科医です。

○**嘉陽宗儀委員** 産婦人科医が見つからない間は……。

○**當間秀史環境生活部長** 産婦人科医が見つかる、見つからないではなくて、協力していただける産婦人科の病院や産婦人科医をどのようにネットワークとして結びつけていくかということが一番大きな課題になります。

○**嘉陽宗儀委員** 運動団体の皆さんと交流しましたが、では専門的な産婦人科医はどのようにするのかと聞いたら、これは県が組織をつくって、きちんとスタートしてその中で必要なスタッフとして産婦人科医をやるという、広く呼びかければ確保できないわけではないと。県はそれをやらないから、今非常に後ろ向きだという印象を与えているので、新しい環境生活部長は積極的だと思われるように、ぜひ、産婦人科医の確保も運動団体を含めてみんなでやるということになれば、事態は打開できるのではないですか。

○**當間秀史環境生活部長** 実は、今検討団体の中には産婦人科医会にも入ってもらっていますので、そういうところも利用しながら早目に立ち上げをしてい

きたいと考えています。

○嘉陽宗儀委員 これは立ち上げれば、体制はみんな、みんなの力でつくっていくということが基本的には全てだと思います。そういう立場で頑張ってください。

次に、沖縄市のごみ山問題。陳情第17号、14ページ。

このごみ山問題で「9月までに標高68メートル以下にすべく」と処理方針が出ていますが、何が68メートルですか。何か基準がありますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 この68メートルというのは、現在、沖縄市とも調整している中で、事務所と前面に道路がありまして、その事務所がある位置が68メートルということで、沖縄市とも68メートルラインで整調して返還していくとなっております。

○嘉陽宗儀委員 ごみ山の高さは68メートルまではいいという法律があるわけではないのですね。

○比嘉榮三郎環境整備課長 はい、そのとおりです。

○嘉陽宗儀委員 それ以降はどうしますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 68メートルラインにしまして、沖縄市との約束の中でこれを返還していくということになってはいますが、現在、モニタリング調査を実施するなどして、それにつきましては、ある程度モニタリング調査をやってその後に沖縄市に返還するという手続になると思っています。

○嘉陽宗儀委員 これは相当粘ってここまで来ていますが、相当行政処分を含めてこの問題に対応しないと、みっともないです。ごみ山という名前がつく。今度は決意して、一日も早目に全部撤去するように頑張ってください。どうですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 おっしゃるとおり、ことしの9月までには確実に68メートルラインにして、安定型部分については68メートルにして返還していくという手続をとっていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 私は処理方針でヒ素が基準値を超えて検出されたことをずっと問題にしてきました。皆さん方はこれまでヒ素は自然由来だと主張してきました。それは今も変わりませんか。

○當間秀史環境生活部長 当該地域から出ているヒ素が自然由来という断言は我々はしておりません。要するに自然由来なのか、その当該地域の処分場由来なのか、別の原因なのかを今調査をしているということです。

○嘉陽宗儀委員 私に対する答弁を見ているだけでも自然由来と答弁している議事録がたくさんあります。

この前出してもらって本会議で使った報告書について、この中身を説明してください。これでかなり高濃度のヒ素が出ています。

○比嘉榮三郎環境整備課長 今回、1月と5月に11カ所のサンプリングをしまして分析をしております。その結果がこの表になっています。11カ所のうち4カ所、これにつきましては最終処分場の東側から南側にかけての4カ所についてヒ素が環境基準値を超えていることになっております。やはり、この中で11カ所を分析しておりますが、最終処分場の南側の3カ所の民間地がありますが、民間地につきましては、現在のところ環境基準値をクリアしているということです。環境基準値を超えている部分については、最終処分場の隣接地ということで、やはり自然由来あるいは最終処分場の由来等についても考えられるということもありますので、今後、専門家の意見を踏まえながら総合的に原因等について検討、考察していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 処分場のそばのポイントからだけは出ている。このポイント全部、赤く示しているところ。それ以外は関係ありません。農業地域のところはゼロです。自然由来であれば、その他のところでも多少出るかもしれないと思いましたが、ヒ素は出ていません。出ているのはこの処分場の敷地の周囲だけ。そこからしか出ていないとはっきりしていますよね。

○比嘉榮三郎環境整備課長 おっしゃるとおり、処分場の周辺地域だけに今現在は出ております。

○嘉陽宗儀委員 これを見ても明らかにヒ素がこの処分場に由来していることは明確だと思いますが、どう思いますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長　今回、1月、5月に分析しました結果につきましては、地元7者でつくります協議会におきましても報告させていただいております。地元の協議会の中でも今回1月と5月にやってヒ素が出ているということですが、当初、協議会の中では8月、10月ということで季節変動も捉えながら分析していきましようという話し合いがあり、今後も8月、10月の分析結果等を踏まえまして、あるいは専門家の意見、地元の意見等も踏まえまして総合的に判断していききたいということになっております。また、協議会の中で今回11カ所のほかに、3カ所のワンボンド一取水源の井戸水の分析も行っております。この分析結果につきましては環境基準値以下ということで、今回地元の自治会等に対して住民説明会をことしの7月から8月にかけてしていくということで話し合いを進めています。

○嘉陽宗儀委員　このワンボンドをやったところは離れているところ。そういうところから何も出ていない。皆さん方が従来言ってきた自然由来であってもそこから多少、鉄分から溶け出すことが多少考えられるけれども、それも全然ない。ということは、この処分場の周囲以外から高濃度ヒ素が検出されていないということははっきりしています。風評被害で農耕地の皆さんが心配していましたが、全く関係ないという結果を発表して安心しています。結果が出て安心していますが、これについては皆さん方はここから出ていますとなぜ言えないのですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長　これにつきましては、自然由来あるいは事業場由来ということで、今後も季節変動を捉えながら分析をしていきまして、協議会の中であるいは地元の住民の方々と意見交換をする中で総合的に判断し、原因究明とその対策についてもやっていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員　この水質検査をした会社がデータを出しています。このデータでは、こんなに高濃度のものは自然由来というのは考えられないと、専門の調査機関もそのように言っています。自然由来ではなければ、ここに原因があることは非常に明確です。この数値を出しているところは自然由来ではないと。なぜ、皆さん方はこれまでヒ素が検出されませんでしたと、自然由来だと言って、取水のやり方を前に問題にしました。あれはどのように取水をしていますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 取水方法につきましては、取水箇所につきましては地元の方々と一緒になって、11カ所でいいますと、5カ所につきましては事業場が掘った井戸になっています。残りの5カ所については民間、沖縄市が2カ所掘っています。あと1カ所については表流水ということです。通常の場合ですと、やはり地下にパイプを打ち込みましてケーシングをして、ストレーナーをつけてそこから取水します。

○嘉陽宗儀委員 現場に行って取水しているところを見ました。あなた方は取水しているようだけれども、どのように取水して、水質検査しているかと前にも見せましたが、汚染水は表層部のほうからかなりどんどん地下に浸透していくと思います。皆さん方、これを見ますとパイプを打ち込むけれどもパイプの上のほうはめくらにしてセメントで閉めて、ここから水が入らないようにしています。30メートルから40メートルくらいにして、その下から水を汲みとって水質検査をして何も異常はありませんとしているのが、皆さん方の方法です。私が前に土木環境委員会で質疑したら、専門家の方にも聞いていろいろ意見を言ってきています。県の取水の仕方がわからないという言い分です。具体的にどのように、どこから取水していますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 幾つかの井戸を掘って、パイプを打ち込んで取水しております。この地域におきましては、専門家の意見によりますと不透水層の千枚岩があり、その上のほうに那覇累層があります。国頭れき層ということで砂れき層がありまして、砂れき層の中に水がたまっていくと。それが透水層になっています。そこからまずはパイプを打ち込みまして、不透水層がありますので、不透水層の上面部分にパイプの口が届くようにしてそこから取水しておます。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方はそれをやっていないから、ずっとパイプを打ち込んで、このパイプにセメントを流し込んで。土質工学会でしょうか、こういうぐあいには地下水の貯水を検査すると見せてもらいました。透水層、不透水層、不透水層は水を通さない。遮断して下からとったのであれば水質検査が正確にできるはずがないというのが土木環境委員会に傍聴に来られた方の意見です。今言うように、ここからとる不透水層の層ごとにたまったものをもって分析するのであれば別ですが、ここは遮断しておいて、水が来ないようにしておいて汚染がありませんというのは、このような非科学的なことを沖縄県議会が許してはだめだという意見、お叱りを受けてどのように思いますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 今の話にありましたけれども、今、不透水層地盤があります。不透水層地盤に当ててという話ではなくて、不透水層の上面部分……。

○嘉陽宗儀委員 そうなっていない。そうするべきだというのが専門家の意見です。皆さん方の取水はそうなっていないので、問題にしています。

○比嘉榮三郎環境整備課長 嘉陽委員がおっしゃるような取水方法につきましては、我々としてもまた研究しながら考えていきたいと思えます。

○嘉陽宗儀委員 しかし、少なくともこういった事態になっていて、科学的な検証に耐えられないような水質検査のやり方では問題です。誰が見てもどこの専門家に出しても、沖縄県のやった水質検査は立派だと評価される一科学的検証に耐えられるようにしなくてははいけません。今言うように、取水するべきものを遮断して汚染しているところは外して、とらないようにしてできるだけ真水からとって、水質検査をして問題ありませんということはやめること。なぜ、一番汚れている敷地内からとらなかつたのですか。一番汚染源だと思われる施設の中からはなぜ水をとって検査していませんか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 現在、協議会の中でも話し合われていることですが、安定型最終処分場につきましてごみを搬出して68メートルにフラットにするということが今のゴミ山の改善に向けて実施しているわけです。その後に、協議会の中では再度ボーリングを打ってやるかということを検討しているところですが。

○嘉陽宗儀委員 協議会と言わずに、県が行政として次の議会まではきちんとどこからヒ素が出ているのか突きとめてください。

○當間秀史環境生活部長 いろいろな意見もいただきましたけれども、ここの調査につきましては、嘉陽委員もよく御存じのように地元の自治会や沖縄市とも協議の上で、調査ポイントも、その内容についての公表のやり方も、話し合っていていこうということで今進めているところです。いずれにせよ、この図にもあるように2度基準を超えたヒ素も検出されているので、今後、協議会に諮って調査ポイントも少し広げてみようかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 協議会に諮ることは結構ですが、主体的にと言いましたので、この部分の決意表明をしてください。

○當間秀史環境生活部長 県としても積極的に協議会をリードしながら、この環境問題に取り組んでいきたいと思えます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 2月定例会終了後に我々が視察をしました公共関与の廃棄物処理の陳情書について、12ページ、陳情第16号について質疑したいと思えます。我々が視察に行き、公民館長とも話をした中でも、かなり前向きな姿勢で恐らく同意はするだろうということでした。それについていろいろ安和区民の間であって、要するに条件が必要だと。条件についていろいろあるという話もありました。この処理方針でもありますように同意は得られているけれども条件つきだと。具体的にその条件は、例えば、安和区から直接出ているのか、あるいは安和区以外の地域のほうからはどのような条件が出てきていますか、賛同が得られているか、その辺について少し概要説明していただけますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 現在、4月に安和区民総会において決議され、条件つきということで同意され、条件につきましては5月、6月と安和区のほうで、地域住民の方々に安和区長のほうからアンケート調査を行っております。その取りまとめが6月いっぱいということで、現在いろいろと中身について幾つか、30項目という話も聞いております。安和区からの中身については、いろいろと老人施設や道路整備などと聞いていますが、まだ正式には上がってきておりません。ただし、安和区の部間という集落もありますが、部間からは集落所の建てかえですとか、そういった要望等が出ております。

○奥平一夫委員 行政行為として、これを条件に、例えば老人施設をつくるのか、公民館の建てかえをすることは正当ですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 今回、公共関与による産業廃棄物処分場の整備ということがありまして、これについては国からも補助があります。それと平行して産業廃棄物税、産業廃棄物を最終処分する際に税金として取っている基金

がありますけれども、その基金の積み立てがありまして、その基金を活用して周辺の地域振興策等について使いますということがあります。

○奥平一夫委員 今の税金は本当にそうですか。使途はそれで大丈夫ですか、おかしくありませんか。

○大浜浩志環境企画統括監 平成18年度から産業廃棄物税を取っておりますが、リサイクルしたり再生利用したり、研究、それから精神的な施設を設けることについて補助しているということ。この税をつくるときに、いろいろと各方面から税の枠組みをつくるときにアンケートをしましたら、このような最終処分場の整備について大事だろうという意見が6割くらいあったと記憶しております。そういったことで、その税につきましても、公共関与の周辺整備としては使えるような使途事業を持ちながら、その事業を進めていくという形になると思います。

○奥平一夫委員 ちなみに産業廃棄物税は年間どれくらい入っていて、今、実際、累計でどれくらい入っていますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 年度ごとに若干変わりますが、6000万円や7000万円くらいの収入が基金に入るようになっております。

○奥平一夫委員 トータルで幾らになりますか。

○大浜浩志環境企画統括監 全体の税金の中から半分は公共関与に積み立てをしています。大体2億円ちょっと積み立てている状況です。

○奥平一夫委員 多分、産業廃棄物税がそういった環境整備のためにという一環境整備というのは箱物をつくったりということではなかった気がします。産業廃棄物税をどのように活用するかということについては枠組みがあるとおっしゃっていましたが、その枠組みはきちんとしたものがあるのであれば後で下さい。

安和区から同意を得たという形になってはいますが、これからまたいろいろクリアしなくてはいけない団体、市議会もあると思いますが、今後、同意を得るためにどのような手続が行われていきますか。

○**當間秀史環境生活部長** 今後は地元の安和区といわゆる基本合意書を結びます。要するに当該地域に産業廃棄物処理場を設置してもよいという基本的な合意書をまずは締結します。その後、県と名護市、当該地域、新会社も入っていただいて、地域の振興協議会のようなものをつくります。その中で当該地域から要求の上がってきたもろもろの地域振興策、例えば、会館をつくってください、あるいは信号を設置してください、バス停をつくってくださいとか、インターネット施設をつくってくださいという部分について、これは必ずしも、環境生活部あるいは産業廃棄物税だけでできる要求ではありませんので、環境生活部でできること、土木建築部にお願いすること、警察にお願いすることを振り分けて、その中でお互いに話し合いをしながらやっていくということになります。

○**奥平一夫委員** もともと名護市議会は反対決議をしていますよね、以前に。今、恐らく安和区が合意をするということになりますと、それでもやはり名護市議会の反対決議は非常に重たいわけですよね。それをそのままにしておくわけにはいきませんよね。名護市議会にはどのような働きかけをしようとしていますか。それとも働きかける必要はないのか。

○**大浜浩志環境企画統括監** 名護市議会の同意ということではなくて、あくまでもこれは地元同意と考えております。名護市議会では総務財政委員会等々が現地視察をことし1月にやっていただきましたし、5月にも呼ばれまして向こうで説明をしました。名護市議会にも安和区から名護市に陳情が出ていると思います。そういうことで我々も説明していなかったということがあります。

○**奥平一夫委員** 安和区の合意は得られまして、行政のほうも恐らく大丈夫だろうとしてますが、地域の中で合意がまだできていないとか、反対らしきことがあるとか、まだ話をしていないとか、そういったほかの得られるべき合意をまだやっていないところはありますか。全てできていますか。

○**當間秀史環境生活部長** 安和区と最も産業廃棄物処分場に隣接する部間班については、区、班の総体としての合意は得られています。ですから、6月中にも地域振興策を皆さんが上げてくるという手はずになっています。どうしても1人、2人納得していただけない方はおられます。

○**奥平一夫委員** やはり産業廃棄物問題は非常に長年いろいろな問題を起こし

てきたことでもありますし、今の沖縄市の問題もそうです。ことしの初めごろ現場に行きまして、驚くくらい山のように積まれたごみ。あれは産業廃棄物ですよ。

○**當間秀史環境生活部長** 産業廃棄物です。

○**奥平一夫委員** 産業廃棄物問題はきちんと解決していかなくてはいけないのです。もちろん生産活動がこれだけ活発になりますとごみがふえますが、ただこれに手をこまねいては非常に困ります。排出をカットしていくとか、減量化していくとか、リサイクルするという大事なところをしっかりと推進していかないと、いつまでたっても最終処分場の問題は解決しないと思っています。

最後に聞きますが、3つの一排出抑制、減量化、リサイクルすることについての環境生活部長の決意を聞かせてください。

○**當間秀史環境生活部長** 確かに幾ら産業廃棄物処分場をつくろうと、大もととなる排出源を押さえない限りはやはりどうしようもない話です。このように小さい島でいつまでも産業廃棄物処分場がつかれるわけではないので、やはり排出源の抑制を今後、予防が大切ですのでその辺はしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○**奥平一夫委員** いわゆる東北の放射能の拡散によるゴミ処理の問題ですが、これは幾つか陳情が出ていますが、一番目の陳情でやりたいと思います。例えば、放射能の影響を受けたらと思う瓦れきを沖縄で受け入れて処理するという姿勢を聞かせてください。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** 現在、岩手県、宮城県の両県の災害瓦れきにつきましては本土の1都1府14県で広域処理をして、全広域処理が今年度中に終了するというのを聞いております。また放射能で汚染された瓦れきにつきましては福島県で処理することになっております。福島県の放射能汚染瓦れきにつきましては、県内に受け入れることはないということになっております。

○**奥平一夫委員** これはおかしいではありませんか。つまり災害のあとに放射能が拡散して、やはり瓦れきにほとんど降り注いでいるわけですし、放射能汚染された瓦れきなわけですから、ですから各地域で瓦れき反対運動が起こっています。沖縄で受け入れるというからにはこの辺のきちんとした姿勢といい

ますか、県民の健康を守っていくという姿勢からするとともにいろいろと検討しながら、受け入れる受け入れないということをしなくてはならなかったと思います。それよりも、あの放射能汚染の類いのごみを全国各地にばらまいていくという、広域でこれを処理すること自体が大間違いです。これは福島県内でやるべき話で、原発の場所でやるべき話であって、全国に拡散しようとするこゝ自体が大間違いな話です。そういう意味では、いろいろな自治体が受け入れないというところで踏みとどまっているところもあるだろうし、積極的にきずなだといって受け入れたところもあります。しかし、私はむしろ放射能を拡散するということをやめたほうが良いという姿勢です。こういった放射能汚染されただろうと一低線量であっても汚染されているはずですが、それを受け入れる際について安全と住民の合意がまず大前提になくしてはいけないと思います。受け入れるという姿勢をなぜ示したのかというところに理由を聞かせてください。

○大浜浩志環境企画統括監 平成23年3月11日に起きておりますが、何も受け入れるという表明はしておりませんで、可能かどうかという検討をしましょうということからこういったことになっていると思います。受け入れを表明していることはありません。ただ、やはり激甚な災害で、この辺の復興については全国でやってあげるべきだということのスタートからきていると思っています。ただ、奥平委員のおっしゃるとおり福島県の瓦れき廃棄物については、福島県でやるということが大前提で、宮城県、岩手県の部分を全国で広域処理ということになっています。ただ基準に合うものという形でやっています、排出する県のほうでしっかりとチェックをして、排出して1都1府17県になっています。その中でも周囲もモニタリングをしながらやっているという状況で、その辺の結果も公表されておりますので、その辺も踏まえて理解をしていくことが大事だと思います。

○奥平一夫委員 これはいろいろな見方があるので、そこで声を上げる方もいます。ただ、放射能に汚染をされた瓦れき、廃棄物を全国各地に持って行ってそこで燃焼、焼却するということが自体がだめだという話を私はしています。それと同時に、もう一方の見方があれば、実は産業廃棄物事業者がもうけとばかりに一生懸命に政府の方にいろいろ入れ知恵をして、もうけ話でそれをやろうと、引き受けようということがあったという話もよく聞いております。それはそれでいろいろ見方があるので、私の意見であってそれを押しつけるつもりはありません。要するに、そういったものを受け入れる際にはきちんと住民の合

意と住民の安全をきちんと確かめた上で、行政としての発言をするべきだと言いたいわけです。そういう意味で、知事は余りにも早くそういうことを言わずに、住民と相談をしながら住民にきちんと安全か確かめながら判断をするというそういった処理のやり方であればよかったかと実は思っています。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 7ページ、陳情第121号、八重山平和祈念館について、継続なので前に質疑したのかどうかは覚えがありませんので、伺います。

これは遺族会のほうから1000万円の国庫補助を求めている陳情です。処理方針を見ますと対馬丸記念館とは違って、県の管理ということになっているわけです。今、八重山平和祈念館は県の平和祈念資料館の分館の位置づけですよ。八重山平和祈念館の管理運営費にどれくらいかかっていますか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 平成24年度の八重山平和祈念館の管理費としては、およそ500万円です。

○新垣安弘委員 大体毎年、500万円規模ということで考えてよろしいですか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 ここ5年間は約500万円で推移しております。

○新垣安弘委員 遺族会から1000万円の国への補助要請が出てきていますが、今の八重山平和祈念館の管理運営に関して、遺族会から見た場合に不備があるとか、さまざまな指摘があったとかその辺はどうですか。満足いかない部分が遺族会からあって、今回の要請が出てきているのかどうか。今までの中で八重山平和祈念館の運営、維持管理について遺族の方々から注文がありましたか。

○當間秀史環境生活部長 特に八重山平和祈念館の運営についての不満があるとは聞いていません。どちらかといいますと、対馬丸記念館と同様に国がかかわるべきだという思いが強いような気がします。

○新垣安弘委員 では、八重山平和祈念館をつくった趣旨は対馬丸記念館と似ているわけですよ。ところが、対馬丸記念館は財団法人になって、そういっ

た措置で国から補助を受けていると。しかし八重山平和祈念館は県の分館に位置づけていると。これは遺族会も一緒に話し合っただけでそういう形にしたわけですよ。それはいつごろですか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 八重山平和祈念館は平成11年に開館しております。そのときから既に県の平和資料館の分館として位置づけられています。ですから開館するまでに遺族会と協議いたしまして、県のほうで直営するという話し合いが調ったと認識しております。

○新垣安弘委員 申しわけないですが、私はまだ八重山平和祈念館に行ったことがありません。対馬丸記念館は恐らく1000万円くらいの維持管理費がかかっている可能性があります。八重山平和祈念館は500万円と。規模的に見るとどのような感じですか。施設運営という点で見ますと、妥当な線ですか。

○當間秀史環境生活部長 対馬丸記念館と八重山平和祈念館の規模としては、対馬丸記念館が少し大きい気がします。ただ、対馬丸記念館は国から1000万円の補助がありますが、実は先ほど八重山平和祈念館は500万円と話しましたが、このほかに県職員が2名ついておりますので、その人件費を合わせますと1000万円は超えていると。国から1000万円いただくのと、県営で職員を2名つけて運営するのとどちらが持続的に運営できるかということ、私どもとしては県営で十分やっていると考えております。

○新垣安弘委員 この問題に関しては、今、環境生活部長がおっしゃるような形ですと、これは純粹に管理と運営の要望、要請でもあるわけですから、遺族に対する個別の補償の云々の話ではないわけですから、そこは陳情者の皆さんに対して、対馬丸記念館よりも八重山平和祈念館の運営のやり方のほうが持続的なことを考えるといいのではないかとということをお話をすれば、納得のいく話になるわけですよ。

○當間秀史環境生活部長 運営に関しては、持続可能な運営ということではそういうことだと思います。ただ遺族の気持ちは、これはそんたくしているわけですがけれども、遺族の気持ちは複雑であって、そもそもこのマラリア問題の原因は国の軍令があったということで、どうしても国にかかわってほしいという気持ちはあるものだとそんたくしております。

○**新垣安弘委員** その部分に関して、県のほうで何らかの形で遺族に説明なり、納得してもらえる、フォローできることは何かやりようはありますか。

○**當間秀史環境生活部長** 県としましては、当該会館を県として引き受けて運営することで、一定程度この問題については整理をしたと考えているところです。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員

○**仲宗根悟委員** 先ほどの瓦れきの話ですが、処理方針からすると広域処理必要量の67万トンには既に解決していると、見込まれているので1都1府14県の中で全てカバーできるということによろしいですか。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** 委員のおっしゃるとおり、67万トンにつきましては来年の3月中には処理できることになっています。

○**仲宗根悟委員** ちなみに参考的に聞きますが、皆さんが3月23日付で受入可能性調査を各市町村に行っていますよね。その中で11市町村は現時点では判断できないと回答したと。その後、11市町村を集めて意見交換をしたということですが、意見交換でどういったことが話し合われて、どういった意見が出てきたのか、現時点では判断できないと言った皆さんから、その後どのような態度があったのかということをお教えください。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** 11市町村におきまして、現時点で判断できないということがあり、いろいろと話し合いを平成24年5月31日に持ちました。その中で、いろいろな話し合いが持たれたわけですが、国への確認事項とか県への確認事項—国への確認事項としては、加熱処分場での埋め立て事例や煙害により焼却炉に影響が出た場合にどのような措置をするのか。あるいは、県に対しては、広域処理に県がどのように受け入れについて追加されたのかの経緯、受け入れ自治体独自の基準設定と、いろいろとありました。5月31日に話し合いが行われた後、国の説明等がまだその時点で十分ではない、あるいは安全性にまだ問題があるということで支援の仕方としては受け入れについては、この11市町村では現時点ではできないという結論になっております。

○仲宗根悟委員 次に20ページ、陳情第50号の4をお願いします。不法投棄についてですが、県内でどの辺に多く集中しているか、あるいはどういったものが不法に投棄されていますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 平成23年度の調査結果によりますと、1カ所当たり、1トン当たりの不法投棄、例えば、産業廃棄物だったり一般廃棄物であったりといろいろとありますが、1トン当たり確認されている箇所が139件となっています。約9700トンという数字が出ています。その中で一般廃棄物として5500トンで約6割、そのほかが産業廃棄物として瓦れき類、廃タイヤ等があり、それが4200トン、約40%という内訳になっています。

○仲宗根悟委員 一般廃棄物は別として、産業廃棄物、家電や廃タイヤなどは捨てる場合には負担して一料金を払って捨てるわけですね。それを惜しんで、払いたくないから不法投棄をしてしまうと、そういう行為に走ってしまうということになると思います。これは市町村の扱いとして、監視カメラを設置してみたりいろいろと経費を使うわけですが、その分、捨てる分についての補助を出したり、2分の1などの補助のいろいろな仕組みや方法をつくれないうかと思えますが、その辺についてはどのような考えをお持ちですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 今、話がありました市町村が行います監視カメラ等につきましては、県が補助を行っております。平成24年度は監視カメラの設置や不法投棄ののぼりの設置等、いろいろとやっています。

○仲宗根悟委員 監視カメラの効果、成果はどのような形で上がっていますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 監視カメラにつきましては、実際に監視カメラとして撮るものもありますし、もう一つはダミーの監視カメラもあります。抑止力という形で今考えています。やはり、そういったことをやることによって、不法投棄がなくなっていくということを考えています。

○仲宗根悟委員 効果が上がるように期待したいと思います。

次に8ページ、陳情第162号の2、マンガースの件を伺います。マンガースの駆除方法を以前に聞きましたら、生け捕りと殺傷がありました。駆除方法はこういったものがありますか。

○富永千尋自然保護課長 県では今ヤンバル地域、塩屋と福地のラインより北になりますが、そこを重点的にマンガースの駆除を行っています。わなは生け捕り式わなと捕殺式わな—これは首を入れたらキュッと閉まるような構造になっています。その2種類のわなを使っています。

○仲宗根悟委員 生け捕りの場合は、生け捕るわけですからいいですが、捕殺の場合にマンガース以外の希少種がかかるなどの事例はありますか。

○富永千尋自然保護課長 今、委員御指摘のとおり、不幸にもそういった事例は幾つか上がっています。1つ大きいものは、例えば、ケナガネズミがおりまして、これも同じように希少種です。最近、マンガースの減少に伴って逆にケナガネズミの数が多くなっている傾向があり、その中で捕殺式のわなに不幸にもかかってしまう事例が出ています。ただし、そういった混獲を避けるために、ケナガネズミの多いところ、もしくはトゲネズミという別の種類がいますが、そういったネズミの多いところは生け捕り式のわなを使っています。混獲が少ないところで捕殺式のわなを使うということで、わなの使い分けを行ってそういった被害が最小限になるような対策をとっています。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 産業廃棄物最終処分場の安和区についてです。全国的にも産業廃棄物最終処分場でかなり最先端のものは、分別をし、可能な限り焼却して、最終処分場に回るものはかなり量が減っており、その地域の整備をしながら、そのことが原因で起こる被害が出ないような最終処分場が各地ででき始めているように感じます。実際に見たことがあります。たしか、安和区もその方式で、割と先端的な最終処分場にする予定だろうと思っていますが、どうですか。

○比嘉栄三郎環境整備課長 委員がおっしゃるとおり、今、最新型の最終処分場は屋根がついており、廃棄物が飛散せず、においが出にくい構造になっています。それに加えて、沖縄県としては排水処理にも注意を払いまして、県の場合ですと海域が近いと、やはり観光資源である自然環境を守るために排水処理についても注意を払いまして、排水処理した水については、海域や河川など外部に漏らさないようにして、内部で循環して利用していくようなクローズド・システムを考えております。その内容について安和区の住民の皆さんにも説明

しております。もう一つは、高知県にもそういった施設がありますので、そういう施設についても地元の住民の方々を先進地事例として案内しています。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 20ページ、陳情第50号の4、(2)の動物の遺棄についてお聞きします。捨て犬や捨て猫を未然に防止するためのキャンペーンは、どういったことが行われていますか。

○富永千尋自然保護課長 県では捨て犬、捨て猫の防止に関しましては2回キャンペーンを行っています。1回目はゴールデンウィークに入る前に主にパレット久茂地前の街頭で捨て犬、捨て猫のキャンペーンをやっています。このキャンペーンの際にはマスコミ各社にも呼びかけをされていて、できるだけ新聞やメディアにそういった記事が載るようにという取り組みで進めております。もう一回は、毎年9月にやっていましたが去年は11月に動物愛護のつどいの日ということで、犬、猫の譲渡会、しつけ教室を通して動物愛護の心と捨て犬、捨て猫防止の呼びかけを県民に行っているという取り組みをしております。

○新垣清涼委員 犬、猫それぞれ、年間どのくらい捨てられているかわかりますか。

○富永千尋自然保護課長 今、数字を手元に持っていなくて正確な数字は申し上げられないのですが、不幸にも殺処分をされる数はおおむね年間1万頭、9千何百だったと思います。内訳は猫と犬が半分半分。その推移を見ますと犬はかなり大幅に減少しております。ただ猫はずっと横ばいという状況がございます。県では昨年、猫の適正飼育に関するガイドラインを設けまして、ガイドラインに沿って本年度は特に猫の適正飼養というところから、捨て猫の普及啓発を強力に進めていきたいと考えております。

○新垣清涼委員 犬の場合には狂犬病の予防などが市町村で実施されており、ある程度ペットで飼っている愛犬家の方だと思います。猫の場合は猫を飼っている人がわかるような何かありますか。

○富永千尋自然保護課長 確かに委員のおっしゃるように、犬の場合に基本的

に放し飼いは禁止です。ただ、猫の場合は放し飼いが禁止という形ではなくて、どうしてもやはりついつい放し飼いに近い状態になってしまうことがあります。今回、県のほうでいろいろ意見を聞きながらつくったガイドラインでは、基本的には室内飼育を進めましょうと。これは、飼い主にとっても猫にとってもそのほうが安全だからということで、これを進めていきたいと考えております。もう一つは、不妊去勢、要するにふえないようにするということがあります。それから、飼い主を明示してくださいということ。最後にきちんと最後まで飼いましょう、終生飼育。この4つの原則を出しています。これを広く普及していきたいと考えています。

○新垣清涼委員 不妊の取り組みの場合、ペットショップについては飼育についての講習についてはどうなっていますか。

○富永千尋自然保護課長 動物愛護管理センターで、ペットを売る業者については許可が必要になります。毎回、講習会をしております。講習会の中で、例えば、そういったものを呼びかけをする形になります。これはあくまで飼い主に対する協力のお願いという形になりますので、そういった形で県のほうからもそういったものが一つのこれからの猫の飼育方法だということできろいろと進めていきたいと思っています。

○新垣清涼委員 飼育方法は冊子にして配布していますか。配布しているのであれば、どこでしていますか。

○富永千尋自然保護課長 ガイドラインは昨年、大体3回懇話会を開いて策定をしました。現在、もう少し県民にわかりやすいように挿絵などを挿入しております。近々出せるようになると思います。もう一つは、雇用事業を活用して、猫の室内飼育を支援するグッズを開発する事業を県内のNPOとも連携して進めておまして、こういったものと組み合わせながら、室内で猫を飼うことを一つの猫の飼い方ということで定着させていきたいと考えております。

○新垣清涼委員 時に猫が交通事故に遭っている光景を見ます。そういうものを見るのは気持ちいいものではありません。そういう意味では、やはり猫の飼い方を室内での飼育とおっしゃっていましたが、そういうことをしっかりと広めていく、やはりペットショップでもそういうことを飼育される方にも一犬でもいいし、猫でもいいですが、この猫はこういう飼育方法をしてほしいと、年

に2回くらいは相談に来てほしいというような形で、飼う人にとっては家族のようにしている方もいますが、そうではない方もいるので。私は宜野湾市に住んでいますので、宜野湾海浜公園に時々行きますが、野良猫がたくさんいます。猫を好きな人が家では飼えないから、餌を持ってきて上げています。そこでふえていく可能性があります。そういった対策をぜひ考えていただきたいと思います。冊子をつくられているということですので、早目に取り組んでいただきたいと思います。

次に8ページ、陳情第162号の2。世界遺産を目指すということで、貴重種の保護策ですが、ここに出ていますのはチョウの希少種の生息地域で、そこが皆伐されているとあります。そういった希少種の保護策として何か対策はとっていますか。

○富永千尋自然保護課長 希少種の保護については、1つにヤンバル地域を想定した場合、一番大きいのはマングースや今の捨て犬、捨て猫による外来種問題があります。もう一つは、適当な保護区を設定しなくてはいけないということがあります。今、外来種対策に関しては先ほど申し上げましたが、塩屋から福地よりも北の部分でマングース対策をしていて……チョウにつきましては、1つは保護区の設定をすることで保護されていくべきものと考えています。そういう意味で、今後こういった地域を国立公園化する中で管理することが望ましいと考えています。

○新垣清涼委員 そういったエリアを決めて、陳情書にありますリュウキュウウラボシシジミ、リュウキュウウラナミジャノメというチョウがいるようです。そのチョウを守るために地域を指定する、あるいは囲みをする計画はありますか。必要だと思いますが、どうでしょうか。

○富永千尋自然保護課長 まさしく国立公園の議題になると考えます。国立公園では自然公園という制度の中でやります。自然公園の中では、非常に厳しく開発行為を規制するところと、ある程度開発ができるところと、規制の段階を分けて保護することになっています。ですから、例えば、希少種の多い場所などは比較的規制が厳しい区域に設定して、保護を図っていくということがとられると考えております。

○新垣清涼委員 国立公園ですか。国定公園になる前にやはり県としてこういった保護の担保措置といいますか、保護措置の取り組みが必要だと思いますが、

でしょうか。

○富永千尋自然保護課長 もともとヤンバル地域の保護区の考え方については、県では以前から鳥獣保護区ということで一定の区域を指定しているという経緯があります。ただよく議論されているのは、一般にチョウも含めて全体の自然保護を図っていくときにまとまった形で保護区を設定することが有効だと言われており、こういったことをちょうど世界自然遺産登録に向けて、今後国立公園化をどの区域で図っていくかという中で、だんだん明らかになってくる形になると考えています。

○新垣清涼委員 世界自然遺産登録に向けての調査、こういった調査、保護する計画、こういったものはできていますか。

○富永千尋自然保護課長 これまでのいろいろな研究の成果、特に琉球大学で詳しく研究されております、既存の今までされてきた調査、また新たに複数入れる調査などを全部総合して場所が絞り込まれていくと考えております。

○新垣清涼委員 シンポジウムはいつ計画されていますか。処理方針にシンポジウムを開催すると記載がありますので。

○富永千尋自然保護課長 ちょうど、世界自然遺産シンポジウムは昨年1回、IUCNの専門会のレスリー・モロイ氏を招いて那覇市で行っています。またことしも引き続き、ふさわしい話題を探してやっていくことになるのかと考えています。

○新垣清涼委員 次のものは決まっていないということですか。

○富永千尋自然保護課長 まだ決まっていません。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 先ほどから出ています瓦れき処理についてですが、陳情第76号を初め何件かあるようです。私が本会議で知事に質問したことがきっかけで出たことが記憶にあります。新しい環境生活部長になってまた出ています。た

しか平成17年の暮れの議会でした。総理大臣が広域処理について、厚生労働省の局長通達の中で、沖縄県と被災地3県を外して、広域処理についての協力依頼が出たことが発端です。それを踏まえて私は質問しました。なぜ沖縄県は外されたのかと。これは全国で、これだけの瓦れき処理があるのであれば、みんな協力することが当たり前なのに沖縄県は外されている、被災地3県とともに。なぜなのかと。沖縄県も今でもそうですが、基地の県外移設を強力にお願いしている中で受け入れる場所はほとんどない中で、私たちも困っている状況に対して、外されることに対してはなぜなのかを知事は確認すべきではないかということで質問したことを覚えています。しかし、そのときに答弁はいただけませんでした。その後、各市町村長の了解があるならば受け入れも検討しましょうという話を今でも思い出します。その中で、先ほど答弁がありましたように、広域処理については大体めどがついたということで、大いによかったと思っています。今、辺野古を埋め立てるために砂利を県外からどんどん持ってこようとする時代の中で、沖縄県だけ外されている理由が当時わかりませんでした。その後、知事が表明しましたが、その流れについては正しいですか。

○**當間秀史環境生活部長** そのとおりです。

○**浦崎唯昭委員** そういうことで宮城県、岩手県の膨大な瓦れき処理のめどがついたということで喜んでいますが。全国で困っている状況の中で沖縄県だけ外されていく理由が何もない中で外されたことについて説明を求めるべきではないかということで質問をしましたので、その流れを確認したくて、新しい環境生活部長に話を伺いました。何とぞ、そういうときにはそういった立場からも検討していただくように要望します。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**中川京貴委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、環境生活部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に執行部入れ替え。企業局長から自己紹介を行った。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、企業局関係の陳情平成24年第158号の2の審査を行います。

ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

なお、本陳情は継続の陳情でありますので、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情平成24年第158号の2平成24年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の記の6、工業用水料金の全国水準並みの料金設定につきまして、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありますか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 処理概要の中の計画給水量に対しての需要の低迷とあります。いまいちよくわかりませんが、皆さんが出している計画水量に工業用水を利用しようということなのか、敷設しようとする企業が少なくなっているのか。計画どおりに進んでいないのかというところです。

○平良敏昭企業局長 今、企業局が供給している工業用水日量3万トンの計画で供給しており、今の需要が日量で大体2万トンで推移しています。需要が低迷しているというのは、私は昨年まで商工労働部長で、まさに担当の部長でしたので、少し概要説明いたします。なかなか県内の企業の皆さん現在93社ぐらいに供給しています。やはり工業用水を使うような業種の県内、あるいは県外からの立地も含めて伸び悩んでいると。むしろ、今後の企業立地の動向を見通した場合に、余り重工業系の水を使うような企業の立地が見込めないということもありますので、当面2万トンから前後で推移していかざるを得ないという

ことが当面の見通しだと私は見えています。

○仲宗根悟委員 今の説明ですと、工業用水を利用する業種、一般給水、市町村から給水してもらうような規模の企業といますか、それで賄える企業しかない。工業用水を供給するような大きな企業が伸び悩んでいて、需要先が余り見込めないという内容ですか。

○平良敏昭企業局長 県内で一番大きな需要企業は沖縄電力株式会社、南西石油株式会社、オリオンビール株式会社になります。一時期、与那城町平安座島でやっていた沖縄石油精製株式会社が撤退して以降かなり需要量が減りまして、それでも企業局の皆さん頑張ってかなり回復していますが、なかなか日量2万トンを超えることができていません。今後、小まめに需要先を開拓をして努力していく方法を模索して、検討しているところです。

○仲宗根悟委員 もちろん水道事業の運営については独自採算性が基本であるということで、工業用水についても一般会計からの繰り入れに頼っている状況にあるということで、陳情者の全国並みに料金を設定してほしいという話は、皆さんの立場からすると困難だったと。料金体制は変えることができないということですか。

○平良敏昭企業局長 今、委員がおっしゃるように独立採算といますか、上水道は上水道、工業用水は工業用水として独立採算が法律の基本です。そういう点では、今の現状ではなかなか料金を下げることは企業局単体でやるとなると非常に難しいところがあります。その部分について、商工労働部とどのように連携できるのかを調整しなくてはいけないと思います。先ほど申し上げましたけれども、沖縄電力株式会社や南西石油株式会社、オリオンビール株式会社はこのあたりはかなり大きな需要先で、あとは水量的に小さい企業がほとんどです。逆に、工業用水の料金を下げてもそこまで大きな経営上の問題があるのかと、そこは私の商工労働部長時代の感覚からいうと、一部の上の企業—沖縄電力株式会社は黒字企業でもあるので、工業用水の料金を下げたからといって経営的に残りの70社、80社ぐらいの経営にいかほど影響するかという点で見ますと、そこまでないのではないかと分析をしております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に説明員退席)

○中川京貴委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決などについて協議)

○中川京貴委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第6号議案及び乙第7号議案の議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第6号議案及び乙第7号議案の議決議案2件は可決されました。

これより陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○中川京貴委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情35件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、海外視察調査について協議した結果、別紙視察調査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。また、中川委員長から、9月上旬をめどに北大東村・南大東村の視察調査を検討する旨の報告があった。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました視察調査日程について、今後の調整において詳細な変更等が生じた場合には、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 中川京貴